

第9節 広報広聴活動計画

災害発生時において、町民に対し災害情報、災害応急対策の実施状況、諸注意事項等の適切な情報を適宜広報することにより、社会秩序の維持と人心の安定を図ることを目的として、以下の計画を定める。また、災害発生後の町民意識や要望を把握し、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、各部と相互に連携して役場庁舎内等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

第1 町民への広報活動

1 基本事項

災害時における町民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、応急対策状況等を町民に対し、迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、町民に周知するよう努める。

2 初動期の広報

災害発生直後の広報は、町からの直接的な広報（呼びかけ）が町民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

（1）広報内容

災害発生直後の広報としては、次に示す町民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施するものとし、文案をあらかじめ定めておく。

- 町災害対策本部の災害対策状況
- 町民に対する避難勧告、指示等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の災害対策状況
- 電話の通話状況
- 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言飛語の防止に関する情報

（2）広報手段

初動期の広報は、次の手段により町民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

① 防災無線

町が設置した防災無線（固定系・戸別受信機）を使用して実施する。

② 広報車

原則として町所有の広報車を使用するが、警察、消防、その他関係機関の協力を得て実施する。

③ 報道機関による広報

「災害時等における報道要請に関する協定」に基づく報道要請を埼玉県に行う。

また、「災害時における放送等に関する協定」に基づき災害情報の放送を行う。

【資料編2-10 「災害時における放送等に関する協定」参照】

④ その他広報手段

町ホームページ、かわべえメール（登録制）、LINE（登録制）、データ放送、ハンドマイク、口頭等により適宜実施する。

3 生活再開時期の広報

町民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせて、それぞれの対象者に広報を実施する。

(1) 広報内容

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	<p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気、ガス、水道等の復旧状況 ➢ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ➢ 公共交通機関の復旧情報 ➢ 生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） ➢ 安否情報 ➢ 相談窓口開設の情報
2～3週間目	<p>ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった町民は通常生活を再開するので、これらの町民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。</p>
4週間目以後	<p>避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の町民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の町民向け情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害関連の行政施策情報 ➢ 通常の行政サービス情報

(2) 広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙や臨時印刷物による広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に実施する。

■避難所収容者への広報

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広報紙等の配布 ➢ 防災無線（固定系・戸別受信機）による伝達 ➢ 広報車による広報 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 掲示板への掲出（広報紙、伝達情報等） ➢ 避難所担当職員による広報（説明） |
|---|--|

■避難所外の町民への広報

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出 ➢ 防災無線（固定系・戸別受信機）による伝達 ➢ 報道機関への情報提供による広報 |
|---|

■町外避難者への広報

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 初期は、ホームページや報道機関への情報提供による広報を行う。 ➢ その後、避難先自治体等と連携を図り、広報紙配布の委託や広報紙の町外郵送サービスをできるかぎり迅速に実施する。 |
|--|

第2 その他災害広報活動

1 庁内広報

府内広報は、災害情報及び被害状況の推移を職員に周知させることにより、各部各班の適切

な対応を図るために庁内放送、文書等により実施する。

2 関係機関への連絡

地域内の公共機関、重要な施設の管理者等に対し隨時必要な連絡を行い、相互に情報を交換する。

【資料編2-9「災害時の情報交換等に関する協定」参照】

3 報道機関に対する情報提供

被災地の町民が、適切な判断により行動がとれるようにテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関と連携を図り、災害情報を迅速かつ的確に広報する。なお、報道機関に対する情報の提供は、事前に災害対策本部長の承認を得て、次の事項を中心に個人情報の公開について、十分配慮したうえで総務部記録調整班が行う。

■報道機関へ提供する情報

- 地域の被害状況等に関する情報
- 本町における避難に関する情報
 - ① 避難の勧告・指示に関すること
 - ② 避難場所及び避難所に関すること
- 地域の応急対策活動状況に関する情報
 - ① 救護所の開設に関すること
 - ② 道路の復旧に関すること
 - ③ ライフラインの復旧に関すること
 - ④ 給水及び給食に関すること
 - ⑤ 防疫に関すること
 - ⑥ 災害ボランティアセンターの開設に関すること
 - ⑦ 各種相談窓口の開設に関すること

第3 町民への各種相談窓口

1 各種相談窓口の設置

被災町民からの要望、相談等に対し、速やかに関係各部及び関係機関に連絡して早期解決に努めるため関係各部と協力して、次のような各種相談窓口を設置する。

■相談窓口の設置

- 町役場、公民館等での相談窓口の設置
- 各避難所の巡回相談
- 電話相談窓口の設置

照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファクシミリ等で対応する。
- 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

町、県、国等による支援事業についての相談及びあっ旋について実施する。

2 相談の内容

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- 罹災証明書・被災証明書の発行
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- 倒壊家屋の処理
- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、民間賃貸住宅のあっ旋
- その他生活相談

【資料編4-9「罹災証明関係様式」参照】

【資料編4-10「災害弔慰金支給関係様式」参照】

(2) 事業再建相談

事業再建のため、町、県及び国による支援事業についての相談及びあつ旋を行う。また、県、国による支援事業については、関係機関との共同相談窓口を設ける。

- 中小企業関係融資
- 農業関係融資
- その他融資制度

(3) 個別専門相談

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修理、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

② 健康相談

心身の健康に係わる問題など、医療関係団体等の協力を得て、健康相談を実施する。特に、災害による悲しみや恐怖、不安、ストレスなどの心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

消費生活相談は、東松山市消費生活センターが比企管内合同で行っている。災害発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生すると考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導にあたっては、消費生活相談員及び県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡散防止のため、町の広報紙や報道関係機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

(6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や町内の町民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報を行う。

第4 広聴活動

1 被災者に対する広聴活動の実施

町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。

2 県の広聴活動への協力

- (1) 情報収集や提供等、県が災害後に設置する災害情報相談センターの業務に協力する。
- (2) 必要に応じて、県のホームページにアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

3 埼玉県、市町村、関係団体の連携確保(災害相談連絡会議の設置等)

町、県及び関係団体は、災害後の連携体制を強化するため、災害後早期に、災害情報相談センターにおいて、災害相談連絡会議を開催する。災害相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表を作成する。

第10節 水防活動計画

川島町水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び樋管の操作、水防のための水防（消防）団及び消防組合の活動、他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防（消防）団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について、水防法第33条の規定に基づき定められている。

第1 水防体制

川島町は、水防法の定めるところにより水防管理団体として本地域における水防を十分に果たすべき責任を有している。このため、本地域における水防活動は、町、水防（消防）団及び消防署が中心となり、また、警察署等関係機関と密接な連携を図り実施する。

1 水防非常配備の種類

(1) 準備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる体制をとる。

(2) 警戒体制

水防関係部署職員の責任者を収集し、水防活動の必要な事態が発生すれば、関係職員の動員が即時可能な体制を準備する。

(3) 非常体制

全職員を動員し完璧な水防体制をとる。

第2 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者は出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防を巡回し、異常を発見した場合は直ちに国土交通省の管理区域にあっては国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、埼玉県の管理区域にあっては東松山県土整備事務所に報告して、必要な措置を求めるとともに水防作業を開始する。

2 堰、樋管の操作

河川の堰、樋管の管理者は、降水又は増水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに荒川上流河川事務所長及び東松山県土整備事務所長に通知する。

なお、町土地改良区は、町長に報告する。

3 資器材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

水防倉庫及び資器材の備蓄状況は、川島町水防計画「水防資器材一覧表」による。

4 重要水防区域

川島町水防計画「重要水防区域一覧表」による。

5 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者及び消防機関の長は警戒区域を設定し、町民の立入を禁止、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

第3 水防機関の活動

1 非常配備

(1) 消防組合

消防組合は、非常配備体制実施要領に基づき、体制を整え活動する。

また、状況に応じて第3編第3章第24節に準じて対応にあたる。

(2) 水防（消防）団

水防（消防）団は、川島町水防団条例に基づき、体制を整え活動する。

【資料編1-3「川島町水防団条例」参照】

第4 決壊時の措置

1 通報

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防法第25条の規定に基づき直ちにその旨を東松山国土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者、又は市町村長に通報する。

この事態が国土交通省直轄管理区域のとき、又はその区域に影響する箇所のある場合は荒川上流河川事務所長にも通報する。

2 警察官の出動要請

水防管理者は堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防法第22条の規定に基づき東松山警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。

3 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は水防のため必要があるときは、水防法第24条の規定に基づきその区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

4 避難のための立退き

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、サイレン、警鐘その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び東松山警察署長に通知する。

○ 第5 協力応援

1 水防管理団体相互の協力応援

(1) 協力応援

水防管理者は、水防に関する水防機関の相互協力応援について必要な事項をあらかじめ協定しておく。

水防管理者は、水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を図る。

(2) 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定める。ただし、協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

2 自衛隊に対する出動要請

第2編第3章第5節参照

第6 水防報告

1 水防活動状況報告

水防警報の「出動」発令から解除までの間、水防活動状況を東松山県土整備事務所へ埼玉県水防計画の定めるところにより次のとおり報告する。なお、事態が国土交通省直轄管理区域のとき、又はその区域に影響する箇所がある場合は荒川上流河川事務所担当出張所に報告する。

(1) 開始報告

水防活動を開始したときに報告する。

(2) てん末報告

水防活動を終結したときに報告する。

(3) 定時報告

水防警報「出動」発令時から1時間毎に定時報告書により報告する。

(4) 異常報告

亀裂、漏水、深掘れ、水があふれる等の状況が生じた場合、逐次、水防活動速報報告書により報告する。

(5) 破堤等重大報告

堤防の決壊等重大な状況が生じた場合、逐次、破堤等重大災害状況により報告する。



第11節 避難計画

風水害は、地震災害と異なり災害が発生するまでにリードタイム(猶予時間)があることから、事前の対策が重要となる。

町では、荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川のタイムラインに基づき災害発生情報を発動し、的確な災害対策を実施する。

特に、大規模水害発生の可能性が高まった場合は、地域防災計画に定める河川ごとの水位に基づき、災害対策本部を設置するとともに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示(緊急)を町民に的確に情報伝達し、また、緊急避難場所や移送手段を確保して、広域避難誘導を行う。

第1 避難の勧告及び指示

1 実施責任者

避難の勧告・指示は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町民に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたとき、原則として町長が実施する。

ただし、法令に定めのある特別の場合は、次の者が実施する。

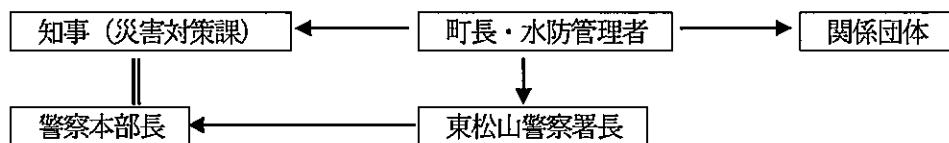
実施責任者	災害の種類	勧告・指示を行う要件	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	・町長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき ・町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がないとき	自衛隊法 第94条
知事又はその命を受けた県職員、水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

※ 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。

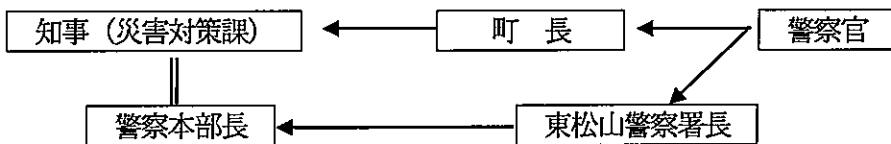
2 関係機関相互の通知および連絡

避難のための立退きを勧告し若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。(「→」は通知、「=」は相互連絡を示す)

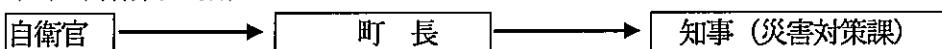
(1) 町長・水防管理者の措置



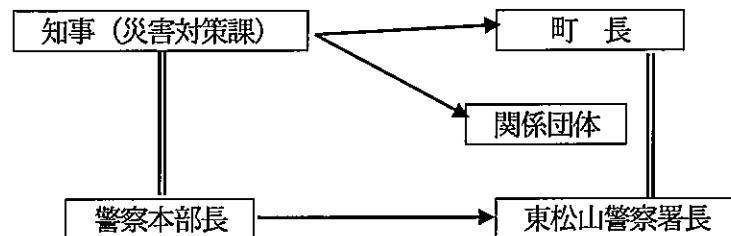
(2) 警察官の措置



(3) 自衛官の措置



(4) 知事又はその命を受けた県職員



3 避難勧告・指示等の発令基準

避難の勧告等については、次の基準により発令し、伝達する。

種別	発令基準
避難準備情報	1 河川が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき 2 その他避難の準備勧告を必要とするとき
避難勧告	1 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき 2 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり避難を要すると判断されるとき 3 河川が氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき 5 地殻変動により著しい危険が切迫しているとき 6 火災が拡大するおそれがあるとき 7 その他、人命に危険があると認められるとき
避難指示	1 破堤（堤防の決壊）、越水（堤防からの水の流出）等を確認したとき 2 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき 3 条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は危険区域に残留者があるとき

※各河川（荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川）の避難勧告等発令の判断基準については、

【資料編7「各河川の洪水浸水想定区域図及び避難勧告等発令の判断基準」参照】

4 避難勧告・指示等の伝達

避難勧告等を伝達する際は、次の伝達内容と伝達方法により、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等については、あらかじめ定めた伝達方法により、洪水予報、推移到達情報を直接伝達する。

種別	伝達内容	伝達方法
避難準備情報	1 劝告者 2 対象地域 3 避難準備すべき理由 4 避難に際しての注意事項	・防災無線 ・町ホームページ ・かわべえメール(登録制) ・LINE(登録制) ・エリアメール、・広報車 ・災害情報放送、データ放送
避難勧告	1 劝告者 2 対象地域 3 避難の理由	・サイレン、警鐘、標識によるほか防災無線、広報車、航空機、消防組合等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
避難指示	4 避難場所 5 避難経路 6 その他注意事項	・できるだけ町民を恐怖状態に陥らせないように注意するとともに、火災の予防についても警告するものとする。

※ 要配慮者については、視覚障がい者は電話、口頭、聴覚障がい者はファクシミリ等、日常的に福祉関係で実施している連絡体制を有効に活用する。

5 避難勧告等の考え方

	発令時の状況	町民に求める行動
避難準備情報 (要配慮者等に対する避難情報)	・要配慮者、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の町民は、直ちに避難行動完了 ・未だ避難していない対象町民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 (垂直避難)

※避難準備情報：要配慮者（避難行動に時間を要する者）に避難のための立ち退きを勧める又は促すものである。

避難勧告：その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧める又は促すものである。

避難指示：勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。ただし、指示に従わなかつた者に対しての直接強制権はない。

6 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、町民等の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定権者は、関係法規に基づき次のように定められている。

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	内 容 (要件)	根拠法令
町長	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第73条
消防長又は消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
消防吏員又は消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	・町長、その委任を受けた町長の職権を行う町職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第63条第2項の職権を行使した場合、実施後直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条 水防法第21条
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	・町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。なお、災対法第63条第1項の規定する措置をとったときは、命ぜられた部隊の自衛官は、直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条

(2) 伝達方法

警戒区域の設定を行った場合は、避難の勧告又は指示と同様の方法で、関係機関及び町民にその内容を周知する。

7 避難誘導

(1) 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選択する。

(2) 誘導の方法

避難は、水防（消防）団及び自主防災組織と連携し、自身の安全を確保したうえで、避難路の状況等を適宜判断し、安全な経路を選び誘導する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児など自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者に対しては、避難誘導が必要となる。そのため、消防署員、水防（消防）団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。また、状況により、病弱者、傷病者、障がい者又は歩行困難者は、適当な場所に集合し、車両等により輸送する。なお、混乱が予想される場合は、警察及び消防等へ協力を要請する。

○ (3) 避難時の携帯品等

避難にあたっては、次のものを携行するよう指導する。なお、これらは非常持出品としてできるだけ一袋にまとめておくよう平素から啓発指導する。また、寝たきり高齢者、病弱者等要介護者にかかる常時必需品の携行確保についても併せて行う。

項目	内容
携帯品	貴重品、食料（1日分位）、着替え、飲料水、タオル、ちり紙、懐中電灯、救急薬品、マスク、消毒液、体温計、携帯ラジオ、身分証（住所、電話番号、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）、その他家庭により必要なもの（医療品、携帯用トイレ、オムツ等）
服装	動きやすい服装とし、素足を避け、帽子（頭巾）、防雨衣、防寒具（必要に応じ）等を携行する。
戸締り等	避難に先立って、時間的に余裕がある場合は、家屋の補強、家財の高所移動等を行い、また、戸締りを十分に行うこと。 また、停電回復時の出火を防止するため、ブレーカーは落として避難する。

○ 第2 町外への広域避難

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所が公表した荒川・入間川の最大浸水想定では、町内全域が浸水し、浸水継続時間が最大2週間程度となっており、水道・電気・ガス、トイレ等が使えない中で、町内に留まることは大変危険であり、町外の浸水のおそれがない地域へ避難する広域避難が必要である。

1 町外への広域避難の考え方

(1) 町外への広域避難

大型台風（930 hPa）の直撃が予測される場合や荒川流域の総雨量が500mmを超える大雨が予測される場合は、数日前から町外への広域避難を呼びかけていく。

また、荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川の各河川で避難判断水位を超え、今後、さらに氾濫危険水位を超えて上昇するおそれがある場合、広域避難誘導を行う。

(2) 交通移動手段のない方の広域避難

交通の移動手段がないなど避難が困難な方は、浸水想定区域内で指定している避難所（中山小学校、伊草小学校、旧出丸小学校、川島中学校、西中学校、コミュニティセンター）の使用可能な階を緊急避難場所として利用し、バス等で町外へ広域避難を行う。

(3) 町内の緊急避難場所

避難は浸水想定区域外への広域避難を原則とするが、避難のための時間的余裕がない場合は、浸水想定区域内で指定している避難所（中山小学校、伊草小学校、旧出丸小学校、川島中学校、西中学校、コミュニティセンター）の使用可能な階を緊急避難場所として利用する。

また、地域にある構造物で高台としての機能のある施設（株）オータ川島店、（株）G.L.P.に緊急的に避難（垂直避難）する。

2 町外への広域避難の優先順位

- ① 自ら情報を収集し、早めに自主的に広域避難をする。（親戚、知人宅、宿泊施設、勤務先等）
- ② 町外に避難場所が確保できない方は、町が提携している町外の広域避難場所に自らの車で避難する。
- ③ 自ら移動が困難な方でも、救助活動を効率的に行うため、可能な限り緊急避難場所に避難する。
- ④ 道路の浸水など、町外の広域避難場所に避難することで生命に危険が及ぶときは、町内の高層建物等（株）オータ川島店、（株）G.L.P.に垂直避難する。

【資料編 3-19 「協定先町内の緊急避難場所及び町外の広域避難場所」参照】

3 町外の広域避難場所及び広域避難所の開設

(1) 町外の広域避難場所の開設

町外の広域避難場所に避難させる必要が生じたときは、提携先の事業所と協議するとともに調整を図り、避難場所に職員を配置させ速やかに開設する。

【資料編 3-19 「協定先町内の緊急避難場所及び町外の広域避難場所」参照】

(2) 町外の広域避難所の開設

町内全域が浸水し町外に広域避難をさせる必要が生じたときは、避難先となる自治体等と速やかに協議するとともに調整を図り、必要に応じて知事等への要請を行い、避難所に職員を配置させ速やかに開設する。

【資料編 2-1～2-8 「災害時における相互応援に関する協定等」参照】

4 町民の日ごろの備え

- ① 自主的な避難ができるよう広域避難先（親戚、知人宅、宿泊施設、勤務先等）の確保に努める。
- ② 広域避難に備えて携帯品を準備する。
- ③ 自ら移動が困難な方やその家族、付添者は、利用可能な緊急避難場所までの移動手段や、広域避難場所までの自動車の確保に努める。

第3 避難所における新型コロナウイルスを含む感染症対策

避難所は、飛沫感染・接触感染が非常に起こりやすい環境下にあり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のように、従来どおりの方法で避難所の開設・運営をしていくと、集団感染の発生を招く恐れがある。避難所での三密（密閉、密集、密接）の回避と、マスクの着用や手洗いを励行し、感染症リスクが低減された避難所運営を行う。

1 避難所における感染症対策

(1) 避難所の過密状態の防止

- ① 町外の親戚及び友人宅等への避難を優先するよう周知を図る。
- ② 車中泊におけるエコノミークラス症候群対策の喚起を図る。

(2) 緊急避難場所及び避難所の衛生管理

- ① マスクの着用、手指消毒液等の設置など、基本的な感染防止対策を徹底する。

② 生活区域、炊事場、トイレなど、家庭用塩素系漂白剤、消毒液を用いて定期的に清掃、消毒を行う。

③ 緊急避難場所及び避難所内、特に居住スペースは、十分な換気に努める。

④ 居住スペースは、可能な範囲で十分なスペースを確保し、他の人に飛沫が及ばないよう、パーテイション区切るか避難者世帯の間隔を十分確保する。

⑤ 緊急避難場所及び避難所では、受入れ時及び定期的に検温を行い、避難者の健康管理に努める。

(3) 新たな避難所の確保

災害時応援協定の締結先に対し、一時的な避難所として施設等の提供を要請する。

(4) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

① 避難の際には、食料、飲料水等のほか、マスク、消毒液、体温計を携帯する。

② こまめに手洗いをする。特に、食事前、トイレ使用後は徹底する。

③ 避難所内は、原則マスクを着用し、マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。

④ 向かい合わせでなく背を向けて座るようにする。

⑤ 37.5°C以上の熱がある又は、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、避難所運営スタッフに報告をする。

(5) 感染が疑われる避難者への対応

感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を別の部屋に隔離したうえで、災害対策本部に報告し、埼玉県東松山保健所に連絡をして検査、入院を依頼する。

第4 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

町内が浸水し、緊急避難場所が使用できないときや避難者が多く緊急避難場所に収容ができない場合、県及び近隣市町へ受入れの要請を行う。町外に避難所を開設したときは、速やかに目的、場所、期間等を公示（周知）し、避難者の誘導及び受入体制を近隣市町と協力し確保する。

2 避難所開設の報告

(1) 町長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに埼玉県の防災情報システムにより県に報告するとともに、警察、消防等関係機関に連絡する。

(2) 報告事項

① 避難所開設の目的、日時、場所及び施設名

② 収容人員及び収容状況

③ 開設期間の見込み

3 避難所の運営管理

避難所の開設は、町職員、施設管理者、又は委託契約をした避難所開設員が行う。配置された職員は、本格的な避難所組織ができるまで、あらかじめ策定した「避難所運営マニュアル」に従い運営にあたる。

【資料編5「避難所運営マニュアル」参照】

4 避難所外避難者対策

町は、車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

5 避難所の縮小・閉鎖

(1) 避難所の縮小

各避難所の設備、避難者数等の運営状況から、継続して避難所として活用する施設、避難者を他に移送し、避難所数を縮小する。

(2) 避難所閉鎖の決定

町は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難する必要がなくなった時点で、災害対策本部の判断により、避難所を閉鎖する。

なお、担当の避難所が閉鎖した後の避難所担当職員としての災害対策活動については、所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事する。

(3) 県等への報告

町は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

6 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内で県に要請する。

【資料編3-6「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

第5 他都道府県からの避難者の受入

町は、大規模災害時において県から他都道府県からの避難者の受入れについて要請があった場合は、県と協議のうえ、公共施設の中から避難者を受け入れる施設を選定する。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民登録の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

第12節 救急救助・医療救護計画

大規模災害発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、町は消防、警察等と協力の下、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

第1 救急救助

1 活動方針

消防組合は、救助部隊を編成し、町及び関係機関と連携して人命救助及び救急救護活動を実施する。

2 救急救助活動

(1) 基本方針

消防組合は、以下の基本方針に従い、救助及び救急活動を実施する。

■救急救助の基本方針

基本方針	内容
重傷者優先の原則	救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
幼児・高齢者等優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。
火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。
大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は、次のとおりとする。

- 要救助者の救出作業
- 傷病者の応急処置
- 傷病者の担架搬送及び輸送
- 救急医療品、資器材の輸送
- 現場救護所から常設医療機関への輸送
- 重傷病者等の緊急避難輸送

3 応援要請

以下の事項は、第3編 第3章 第24節「消防活動」を準用する。

- 消防相互応援協定による応援要請
- 知事による応援出動の指示
- 緊急かつ広域的な応援要請

4 災害救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において町が県に請求する。

【資料編 3-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

第2 医療・助産

災害のため医療機関が混乱し、被災者が、医療・助産の途を失った場合に、医療・助産の処置を施し、被災者保護の万全を図る。

1 初動医療体制

初動医療体制は、避難所等に設置する応急救護所に救護班を派遣して対処する。

(1) 救護班の編成

町救護班は、民生部保健医療班が担当し保健所の協力を得て編成する。

医師会医療救護班は、災害対策本部の要請によりあらかじめ定めてある編成表により編成する。

(2) 救護所の設置

災害による傷病者等の救護は、病院、診療所等の施設を利用して行うが、軽症病者は避難計画に定める避難所をもってある。ただし、事態が急迫し、病院、診療所等が使用不能の場合は、付近の公民館又は集会所等の施設の利用を図る。

(3) 医師会医療救護班等の出動要請

町長は、災害により要救護者が発生し、必要があると認めるときは、医師会に医療救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。また、災害の程度により、町の能力をもってしては十分でないと認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

町長は、災害救助法適用後による医療・助産の必要があると認めたときは、県に医療・助産について迅速、的確な要請を行う。

(4) 救護班の業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

- 傷病者に対する応急措置
- 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）の実施
- 搬送不能で生命への危険性が高い重傷者に対する医療
- 軽症者に対する医療
- カルテの作成
- 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検査への協力（必要に応じて実施）

(5) 後方医療体制の確保

町内の医療機関において対応が困難な重傷者がいる場合は、県に対し災害拠点病院等の後方医療体制の確保協力を要請し、災害拠点病院に搬送する。

【資料編 3-9 「医療関係施設の現況」 参照】

2 傷病者の搬送

(1) 傷病者搬送の判定

救護班、または、傷病者を最初に受け入れた医療機関は、傷病者の重傷度の判定（トリアージ）の実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

重傷者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターを手配する。また、自衛隊に対してもヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、町及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。

3 医薬品・医療資機材等の調達

町内の医療機関において不足する医薬品及び医療資機材を県及び日本赤十字社等から調達する。

4 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手しているときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

○ 【資料編3-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

第3 保健衛生

1 精神保健活動

(1) 精神保健相談の実施

被災地、特に避難所、応急仮設住宅においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者が精神的不調を来たす場合があり得ることから、医療関係団体等の協力を得て、精神保健相談を実施する。

(2) 県精神保健活動班の派遣要請

町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に精神保健活動班の派遣を要請し、次の活動の実施について支援を求める。

- 発症あるいは症状が悪化した精神障がい者の診療
- 精神科医療機関のあっ旋
- 精神科医療機関への搬送手段の確保
- 精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- 被災者の精神保健福祉相談

2 栄養指導

(1) 栄養調査、栄養相談

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、町は、定期的に避難所、炊出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態及び食品の管理状態等を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

(2) 県栄養指導班の派遣要請

町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に栄養指導班の派遣を要請し、次の事項の指導を求める。

- 炊き出し、給食施設の管理指導
- その他被災者の栄養管理に関するここと

第13節 食料供給計画

災害時に、被災者及び災害応急対策に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実な供給を図る。

第1 基本事項

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の供給は、町長が行う。ただし、災害の程度等により、その調達が困難な場合等にあっては、知事に調達を要請する。

2 災害時の応急配給要領

(1) 配給基準・品目

品 目	基 準		
米 穀	被災者	1食当たり	精米200g以内
	応急供給受配者	1人1日当たり	精米400g以内
	災害救助従事者	1食当たり	精米300g以内
乾 パ ン	1食当たり	1包(115g入り)以内	
缶 パ ン	1食当たり	1缶(100g入り)以内	
食 パ ン	1食当たり	185g以内	
調整粉乳	乳児1日当たり	200g以内	
アルファ米	1食当たり	100g以内	
アレルギー対応食品	1食当たり	100g以内	

※ 応急供給受配者は、配給機関が通常の配給を行うことができないためその機関を通じないで配給を行う必要がある者

(2) 配給の方法

- ① 災害救助法が適用された場合に準じて行う。
- ② 副食物等は、災害救助法が発動された場合に準じて、主食とともに配給する。

第2 食料の調達

1 食料の調達

災害時の食料は、協定を締結した業者等から調達し、あらかじめ定められた集積場所へ搬送する。集積場所には管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理に万全を期する。

■関係業者からの調達先

調達品	調 達 先	所 在 地	電話番号	責任者
主 食	埼玉中央農協川島支店	上八ツ林413番地	297-1822	建設部副部長 (農政産業課長)
	敷島製パン株	かわじま2丁目21番地	299-0906	
副食物	川島町商工会	平沼1175番地	297-6565	

【資料編2-21、2-22「災害時等における主食供給等の協力に関する協定」参照】

【資料編3-21「食料の集積場所」参照】

2 知事等への調達要請

災害の程度が甚だしく、町において食料の調達が困難な場合は、知事(農林部)に調達を要請する。

交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局企画調整室及び生産部業務管理課の協力の

もと、農林水産省生産局農産部貿易業務課又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給する。

3 食料搬送

食料の搬送方法は、次のとおりとする。

- 町の備蓄食料は、町が搬送する。
- 県からの救援食料及び県備蓄食料は、原則として県が町の集積場所まで搬送し、集積場所からは町が搬送する。ただし、知事が輸送区間、輸送距離等の事情により町への引き取りの指示を行った場合は、これにより町が搬送する。
- 業者等からの調達食料は、原則的には業者が提供場所まで搬送するが、町も搬送に協力する。
- 町の搬送は、公用車又は社団法人埼玉県トラック協会小川松山支部等の協力を得て実施する。

第3 炊出しの実施

1 炊出しの方法

(1) 炊出し対象者

- 避難所に収容されている被災者
- 炊事のできない被災者
- 応急対策活動従事者のうち、次に掲げる者
 - ・消防職員 　・警察官 　・消防（水防）団員
 - ・町役場その他の団体で応急対策に従事している者

(2) 実施方法

町長は、赤十字奉仕団等の諸団体及び町民に対し、炊出しについての協力を要請し、避難所又はあらかじめ指定した場所等において給食を実施する。

(3) 配分方法

町長は、避難所又は炊出し対象地区ごとにそれぞれ責任者を定め、基準量に従い公平確実な配分を実施する。

(4) 炊出し実施場所

炊出しは、川島町学校給食センターで実施することを基本とするが、必要に応じて公共施設等において実施する。

また、停電時での活動に備え、予備電源設備等の整備を行う。

施 設 名	所 在 地	電話番号	炊出しが能力
川島町学校給食センター	上ハツ林798番地1	297-0260	4,000食

(5) 県への協力要請

災害の程度が甚だしく、町において炊出し等の実施が困難な場合は、知事に炊出し等について協力を要請する。

(6) 炊出し実施状況報告書

町長は、炊出し、食料の配分その他食料の給与をしたとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2 災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において町が県に請求できる。

第14節 衣料、生活必需品等の供給計画

災害時に被災者に対する衣料、生活必需品等の供給については、その確保と迅速公平な支給を図る。

第1 基本事項

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する衣料、生活必需品等の供給は、災害救助法の基準に準じて町長が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合の被服寝具その他生活必需品の支給又は貸与は、町長が行う。

2 供給の基準

被災者に対する衣料、生活必需品等の支給は、次の基準で実施する。

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、これらを直ちに入手することができない状態にある者。

(2) 支給又は貸与の方法

- ① 救助物資の調達、支給等は町長が実施するが、町において調達することが困難な場合は、県に対し備蓄物資の放出又は調達を要請する。
- ② 町長は、災害状況及び被災世帯構成員別等に基づき、品目等を考慮して救助物資の購入計画を立案し、これに従い供給する。

(3) 支給又は貸与する品目

支給又は貸与する品目は、次に挙げる品目の範囲内とする。

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 外衣（洋服、作業衣、子供服）
- 肌着（シャツ、パンツ等）
- 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、かさ等）
- 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- 食器（茶碗、皿、はし等）
- 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷、ゴザ等）
- 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

3 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において町が県に請求するものとする。

【資料編3-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

第2 必要物資の備蓄調達

1 必要物資の備蓄調達

- (1) 衣料、生活必需品等の迅速な支給が行えるよう、町は最小限の備蓄を確保しておくものとするが、必要量を確保調達できるように、関係業者と協力体制を整備する。

(2) 物資の調達先

調達品	調 達 先	所 在 地	電話番号	責任者
衣料、生活必需品等	川島町商工会	平沼 1175 番地	297-6565	建設部副本長 (農政産業課長)
	(株)カインズホーム 川島センター店	上伊草 210 番地	299-0111	

【資料編 2-20 「災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 参照】

(3) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資は、福祉班を窓口にして確保する。

(4) 調達した物資の集積場所

前節第2の1「食料の調達」における集積場所と同じ場所とする。

2 知事等への調達要請

災害の程度が甚だしく、町において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に対して調達等を要請する。

3 衣料、生活必需品等搬送

衣料、生活必需品等の搬送については、食料搬送と同様の方法により行う。

第15節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料用として適当な水を得ることができない者に對し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 基本事項

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者に対する飲料水の供給は、町長が行う。

2 実施担当者

建設部副部長（上下水道課長）

3 応急給水の方法

災害により飲料水を得ることができない者に対する応急給水は、臨時給水栓及び給水タンクにより搬送し、給水を行うものとするが、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ／日）の水を確保できない場合は、町長は隣接市町村又は県に応援を要請する。

【資料編 2-14 「日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書」参照】

(1) 応急給水の量

災害発生時から3日目までは、1人1日最低3ℓ、4日目以降は約20ℓを目標とする。これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(2) 応急給水場所

応急給水場所は、町長が必要と認める場所に設置する。

(3) 給水用資機材

応急給水に使用する備蓄資機材は、次のとおりである。

種類	容量等	数量	保管場所
給水タンク	1,000ℓ	1基	上下水道課
	1,500ℓ	1基	
ポリタンク	12ℓ	40個	"
"	20ℓ	66個	町防災倉庫、避難場所
浄水装置	2m³/h	3台	町防災倉庫
非常用飲料水袋	10ℓ	3,400枚	上下水道課、町防災倉庫
"	4ℓ	5,000枚	町防災倉庫

4 医療機関等への給水

医療機関等から応急給水の要請があった場合には、これを最優先とする。

5 貯水施設

町内における貯水施設は、次のとおりである。

施設名	配水池貯水量	所在地	電話番号
平沼浄水場	4,000t	平沼1258番地	297-1818
吹塚浄水場	3,000t	吹塚1391番地	297-1835

6 広報活動

災害時に実施する応急給水や応急復旧対策等の実施状況や活動状況を町民に適時、適切な情報で広報する。

- (1) 町民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災無線等で実施する。
- (2) 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、応急給水場所の状況及びその他必要と認める事項とする。

7 災害救助法が適用された場合の費用等

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料用として適当な水を得ることができない者に對し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

【資料編 3-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

第2 給水施設の応急対策

1 給水施設の応急復旧

(1) 被害箇所の調査と復旧

町長は、災害により給水施設が被災した場合には、被害箇所の調査及び復旧工事を6日以内に完了するよう実施する。

(2) 復旧用資材の調達

○ 被災施設の復旧用資材が、町内で調達することが困難な場合、町長は、知事にそのあっ旋を要請する。

(3) 技術者のあっ旋

町長は、被災施設の復旧作業に従事する技術者が不足する場合には、知事にそのあっ旋を要請する。

第16節 住宅・公共施設応急対策計画

風水害により被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者、又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置してこれに収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して援護の万全を図る。また、応急活動を行ううえで重要な役割を果たす公共建築物等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図り応急対策を実施する。

第1 基本事項

1 実施責任者

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は町長が行う。ただし、災害救助法適用後の応急仮設住宅の設置については、知事が行う。また、住宅の応急修理は、町長が行う。

2 工事の施工及び資材の調達

(1) 工事の施工方法

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、業者委託の方法により実施する。

(2) 建設資材の調達

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に伴う建設資材等の調達は、町及び業者委託によつて実施するが、それが困難な場合には、知事にその調達を要請する。

第2 応急仮設住宅の建設

1 設置基準

応急仮設住宅の建設は、以下のとおり実施する。

項目	内容
建設用地	原則として町有地とし、あらかじめ決めておいた建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と町との間に貸借契約を締結する。
設置戸数	供与戸数は、町からの要請に基づき県が決定する。
建設の規模及び費用	1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて、その規模及び費用を引き上げることができる。
建設の時期	災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。
建設工事	応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、町長が委任を受けて建設することができる。 県及び町は応急仮設住宅の建設及び業者の選定等にあたっては、町内建設業者に對して協力を要請する。
供与の期間	入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

2 入居者の選定

民生部部長、副部長及び福祉班は、被災者の状況を調査の上、おおむね次の基準に基づき入居者を決定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況及びペットの飼育状況等を考慮するとともに、高齢者や障がい者等の要配慮者に対する配慮をする。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力をもってしては、住家を確保することができない者

3 仮設住宅の管理

仮設住宅の維持管理は、町が行う。

消防団は、応急仮設住宅が設置された場合、隨時パトロール等を行い、防火・防犯対策に万全を期す。

4 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において町が県に請求できる。

【資料編 1-12 「応急仮設住宅設置要領」参照】

【資料編 4-7 「応急仮設住宅設置要領関係様式」参照】

【資料編 3-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

第3 民間賃貸住宅の利用

町は、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部との「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」に基づき情報提供及び住宅提供の支援を要請し、民間賃貸住宅が提供できるように努める。

【資料編 2-19 「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」参照】

第4 被災住宅の応急修理

1 実施基準

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を対象に、居室、便所、台所等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行う。

2 対象者の調査及び選定

災害救助法適用の場合は、町が損壊情報、罹災者の資力、その他の生活条件の調査を実施し、報告、証明書などを発行する。

同法が適用されない場合で、町長が実施の必要を認めたときは、町において調査し選定する。

3 修理の方法

項目	内容
修理戸数の決定	被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定する。
修理の費用	住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める基準とする。
修理の時期	災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。
修理の方法	住宅の応急修理は、町長が建設業者等に協力を依頼して実施する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の

基準」の範囲内において町が県に請求できる。

第5 被災建築物応急危険度判定等の実施

災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、都市整備班は、被災建築物や被災宅地の二次災害を防止するため、県とも協議しながら被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

1 被災建築物応急度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物が倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

判定結果は、「調査済（使用可）：緑」、「要注意（改修するまで使用不可）：黄」、「危険（使用不可）：赤」のステッカーを玄関付近など建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供する。

都市整備班及び被災建築物応急危険度判定士の資格を有する町職員は、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、被災建築物の応急危険度判定を実施する。なお、職員の不足が予想されるため、「川島町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定」に基づき、（一社）埼玉県建築土会比企支部に協力を求めるとともに、必要に応じて県に派遣要請する。

【資料編 1-10 「川島町被災建築物応急危険度判定要綱」参照】

【資料編 2-13 「川島町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書」参照】

2 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止することを目的としたもので、目視できる範囲の箇所について調査し、判定する。

判定結果は、「調査済宅地（この宅地の被災程度は小さい）：緑」、「要注意宅地（この宅地に入る場合は十分に注意する）：黄」、「危険宅地（この宅地に入ることは危険）：赤」のステッカーを見やすい場所に表示し、所有者や使用者はもとより付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようとする。

都市整備班及び被災宅地危険度判定士の資格を有する町職員は、被災宅地危険度判定連絡協議会の各種マニュアル・手引きに基づき、宅地の被災宅地危険度判定を実施する。なお、職員の不足が予想されるため、町内の被災宅地危険度判定士に協力を求めるとともに、必要に応じて近隣の市町村への協力、県に派遣要請する。

3 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、災害による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

町は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

4 応急措置に関する相談及び広報

都市整備班及び危険度判定士は、記録調整班と連携し、応急措置に関する相談及び広報を実施する。

第6 公共施設等の応急対策

1 公共建築物

災害時には、「第5 被災建築物応急危険度判定等の実施」に準じて、公共建築物及び敷地について、危険性を確認し、宅地の二次被害の防止と建築物の使用可能性について判断を行

い、適切な応急措置を実施する。

2 上水道施設

上水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設並びに県水受水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

3 下水道施設

町は、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

4 道路施設

町は、道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置する。

5 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

○ (2) 畜産施設等

町は、災害による家畜及び畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。

(3) 医療救護活動施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を重点に対応する。

施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第7 危険物施設の応急措置

○ 消防組合は県と連携し、災害時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じ、以下の応急措置を講じるよう指導する。

■危険物施設の応急措置

応急措置	措置内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るために、避難、広報等の措置を行う。

第17節 環境衛生整備計画

災害に伴い発生した廃棄物、並びに災害時における一般廃棄物（ごみ及びし尿）を川島町災害廃棄物処理計画（平成31年3月策定。以下「処理計画」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に処理し、発災直後から廃棄物を分別するとともに、積極的な再生利用などにより、減量化に努める。

第1 一般廃棄物処理

災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準）に定めるところにより、これらの一般廃棄物（ごみ及びし尿）を適正かつ円滑・迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

1 ごみ処理

災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類を分別させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

(1) ごみ収集の方法

項目	内容
ごみの収集計画の広報	ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、町民に広報する。
腐敗性の高いごみ	腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。
ごみの分別	ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、町民に分別排出を呼び掛ける。
避難所のごみ対策	避難所では保健衛生面から適宜ごみ収集を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

(2) ごみの処理・処分

① ごみ処理施設の確保

町は、処理能力を超えるごみが排出された場合、あるいはごみ処理施設が被害を受け稼働しない場合は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定を締結している市町村及び民間廃棄物処理業者等へごみの処理を要請する。

【資料編 2-15 「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」 参照】

【資料編 2-16 「埼玉県清掃行政研究協議会 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱」 参照】

【資料編 3-10 「ごみ処理機材の保有状況」 参照】

■ごみ焼却処理施設の名称及び所在地、処理能力

名 称	所 在 地	処理能力
川島町環境センター（ごみ処理施設）	曲師370番地	1日当たり 40t

② ごみ処理対策

災害時のごみ排出は、膨大な量と多様なごみ質が予想されるため、ごみ処理を第1次対策と第2次対策とに分けて対処する。

ア 第1次対策

処分場への短期間大量投入が困難なため、周辺環境に十分注意しながら公有地等を利用して、町内に数ヶ所の集積場を確保し、これを活用し収集可能となった時点から、災害復旧計画に従って対処する。

イ 第2次対策

第1次対策に従って、臨時ごみ集積場に搬入されたごみは、応援及び臨時職員並びに機材を活用して処分場に搬出し処分する。

2 し尿処理

災害発生時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、仮設トイレの設置、適切なし尿の収集等により被災地の衛生環境を保全する。

(1) 基本方針

災害時のし尿処理は、次の事項を基本とする。

- し尿処理・浄化槽汚泥は、平常時と同様に川島町環境センター（し尿処理施設）で処理を行うことを基本とする。
- 仮設トイレの貯留量は、家庭の汲取り便槽などと比較して少ないことから避難所の収集を定期的に行えるように配慮する。
- 仮設トイレを利用したときの吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般廃棄物として取扱い焼却処理する。
- 被災地域の状況に応じて、町の許可業者と緊密な連携を図り、避難所など被災集中地区を重点的に収集する。

(2) 処理等の方法

収集したし尿は、次に示す処理施設において処理するが、施設が被害を受け稼働しない場合は、「災害廃棄物の処理に関する相互支援協定」を締結している市町村及び民間処理場へ処理を要請する。

【資料編 2-15 「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」 参照】

【資料編 2-16 「埼玉県清掃行政研究協議会 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱」 参照】

【資料編 3-10 「ごみ処理機材の保有状況」 参照】

■し尿処理施設の名称及び所在地、処理能力

名 称	所 在 地	処理能力
川島町環境センター（し尿処理施設）	曲師 370 番地	1日当たり 30kℓ

(3) 仮設トイレの設置

① 仮設トイレの確保

発災直後は、水洗トイレやし尿処理システムが広範囲に使用不能となることが予想されるため、仮設トイレの確保とその維持管理体制を確保する。

仮設トイレは、避難所、町管理の公園、その他必要と認められる場所に設置し、設置にあたっては、高齢者や障がい者、女性等に配慮する。

② 仮設トイレの撤去

上下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに行い、避難所の衛生向上を図る。

第2 災害廃棄物処理

災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、仮置き場等を活用して適切な処理を行う。

1 実施体制

災害廃棄物の除去及び処理については、原則として次の要領で実施する。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、町は仮置場・最終処分場の確保及び処理処分に関する情報を提供する。
大企業の事業所等	大企業の事業所等は自己で処理する。
公共・公益施設	施設の管理者において処理する。

2 処理対策

(1) 仮置場の確保

災害時のごみの排出は、膨大な量が予想される。町は、災害廃棄物を最終的に処理するまでの間の仮置場を町有地や国・県等の公有地を中心に基本的に選定する。

しかし、必要な面積が確保できない場合には、未利用工場跡地など長期間利用が見込まれない民有地を借用し、仮置場の確保を図る。

(2) 災害廃棄物の処理方法

発生した災害廃棄物は、処理計画に基づき処理をする。しかし、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に処理する。

また、災害廃棄物はリサイクルを考慮して、解体家屋ごとに現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
不燃物 (コンクリート系)	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

■最終処理方法

- 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする）のうえ焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。
- 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

(3) 費用の負担

阪神・淡路大震災では、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。

町長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

3 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

アスベストなど有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や、P C B等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処置に努めるものとする。

■アスベストの処理

- アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課、平成19年8月)に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。
- アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」(昭和63年7月22日衛産第43号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知)に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。

■P C B の処理

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に1950年頃から使用されはじめ、1972年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり1974年に法律により製造・輸入が禁止された。

一般家庭から粗大ごみとして排出されるP C Bを含む家電製品は、町が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

第3 防疫活動

- 水道の断水、汚水の溢水等により感染症のまん延するおそれがあるときは、被災地の予防措置及び消毒等の防疫活動を実施する。

1 実施体制

町は、保健所の指示の基に防疫活動を実施する。

2 活動内容

(1) 消毒・清掃

町は、被災地において感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を実施する。

① 消毒・清掃の対象

- 下痢患者、有熱感者が多発している地域
- 避難所のトイレ、その他の不潔場所
- 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- 飲料水確保場所(井戸、河川等)
- 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- ネズミ、昆虫等の発生場所

② そ族昆虫の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤による蚊やハエなどのそ族昆虫の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

(2) 衛生指導

町は、保健所の指導の基に、次の活動を実施する。

- ① 避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
- ② パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。また、保健師による相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

(3) 県に対する要請

町長は、町が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県に支援の要請をする。

(4) 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における検病検査、健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

第4 動物愛護

1 目標

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点からこれら動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。

2 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設へ搬送する。

3 避難所における動物の適正な飼養

- (1) 町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、適正な指導を行うなど動物愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (2) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (3) 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

4 情報の交換

町は、動物関係団体等と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。

- 避難所での動物飼育状況
 - 必要資機材、獣医師の派遣要請
 - 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
 - 他都県市町村への連絡調整及び応援要請

5 その他

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、保健所と連携し、警察等の協力を得て、収容、管理する。

第18節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される行方不明者等について、迅速かつ適切に搜索を行い、死亡した者については、埋・火葬を実施する。

第1 基本事項

1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋・火葬は、町長が行う。

第2 遺体の搜索

1 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等の対応は、町が相談窓口を設置し、警察署と連携を図りながら実施する。

2 検索対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される者とする。

3 検索方法

町は、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織の協力を得て実施する。

なお、発見した遺体やその他事故遺体は、災害発生に伴い開設された遺体安置所に収容する。

4 関係市町への要請

町のみの検索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し遺体の検索を要請する。

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- 遺体数、氏名、性別、容貌、特徴、着衣等
- 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

第3 遺体の処理

1 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行う。

2 遺体の処理

■遺体の処理方法

実施項目	内容
遺体の検視（見分）	警察官は、検視（見分）を行う。
遺体の検案	医療救護班（医師）は、検案を行う。
遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	遺体の一時保存の前に、医療救護班（又はその他の医師の協力を得る）は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
遺体の輸送	警察官による検視（見分）及び医療救護班（医師）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、警察機関、消防団等の協力を得て安置所へ輸送し、収容する。
遺体収容所	町は、埼玉中央農業協同組合所有の「東部セレモニーホール」又は被害現場

実施項目	内容
(一時安置所) の開設	付近の公共施設、寺院等の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、納棺用品等を確保するとともに遺体処理台帳を作成して納棺し、氏名及び番号を記載した札を棺に貼付する。 遺体収容所（安置所）には、必要に応じ検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
遺体の収容	町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
遺体処理台帳の整備	町は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。
身元確認	身元不明者の身元確認には、地元住民の協力を得て行う。 身元確認を終えた遺体は、遺体処理台帳に内容を記載する。 身元確認を終えた遺体については、埋火葬許可証を発行する。
遺体の引取り	身元が確定した遺体は、遺体処理台帳に必要事項を記入した上、速やかに遺族等に引き渡す。 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査の上引き渡す。 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

3 遺体の収容協力

町内において災害に伴う多数の死者が発生し、町のみでは対応が困難な場合は、「災害時ににおける遺体の収容等に関する協定」に基づき、民間業者へ遺体の収容等の協力を要請する。

【資料編 2-30、2-31 「災害における遺体の収容等に関する協定書」 参照】

第4 遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、町長が実施する。

1 遺体の火葬

- (1) 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。
- (3) 火葬は、東松山斎場にて行う。

施設名	所在地	火葬炉数	電話番号
東松山斎場	東松山市松山町2丁目8番32号	6	0493-22-4279

2 遺体の埋葬

- (1) 収容した遺体が多数のため、火葬場で火葬に付することができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

- (2) 仮埋葬した遺体は、早期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は収蔵する。

3 他市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則として、その遺族・親戚縁者に連絡して引き取らせ、あるいは漂着した市町村が災害救助法適用地である場合は当該市町村が引き取るが、市町村が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

4 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して、3に準じて実施する。

5 葬祭関係資材の支給

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

(1) 棺（付属品を含む）

(2) 骨壺又は骨箱

6 埋・火葬の調整及びあつ旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足から埋・火葬が行えない場合、町は業者や火葬場等の調整及びあつ旋を行う。

また、必要に応じ他市町村へ協力を要請する。



第19節 障害物除去計画

風水害により土砂、竹木等の障害物が、住居又は道路等に堆積した場合に、これを速やかに除去し、町民生活の保護と、被災者の救護並びに交通路の確保を図る。

第1 住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物除去とは、「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」（「災害救助法施行令」第8条第2号）をいい、地震による家屋等の破壊後のガレキ等とは異なる。

1 実施責任者

- (1) 住居等の日常生活に欠くことのできない場所に堆積した障害物の除去は、町長が行う。災害救助法適用後も同じ。
- (2) 第一次的には、町保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、県（東松山市土整備事務所）あるいは隣接市町からの派遣を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足の場合は、建設業協会等から資機材労力等の提供を求める。
- (5) 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により協力体制を整備しておく。

2 実施方法

(1) 町の対応

関係部課、水防（消防）団及びその他の団体の協力を得て作業班を編成して派遣し、被害が相当大規模な場合には、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(2) 自主的処理

障害物が小規模で、町民自ら又は共同して処理することが可能なものについては、自主的処理を要請することができる。

3 住家等における障害物の除去の対象

住家等に堆積した土砂、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査の上、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。実施にあたっては、半壊又は床上浸水等住家のうち、急を要するものを優先して実施する。

- 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- 住家が半壊又は床上浸水したもの
- 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

4 除去作業の期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、町長はその結果を県へ報告する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において町が県に請求する。

【資料編3-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

6 民有地の危険物処理

民有地内の住宅関係障害物等については、基本的には土地所有者が処理すべきものであるが、公共交通の障害など町民の安全が脅かされる場合は、町民の安全確保を最優先させ、現場

の判断でこれらの危険物を除去する。

第2 道路等の障害物の除去

1 実施責任者

道路上の障害物の除去は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行う。

また、河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行う。

2 実施方法

各道路管理者、各河川管理者、町関係課、水防（消防）団及びその他の団体の協力を得て、作業班を編成派遣し、被害が相当大規模な場合には、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 道路管理者等に対する通報

町の管理する以外の道路等に障害物が堆積し通行不能となった場合、又は河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、直ちにその旨を次の機関に通報し、除去を要請する。

区分	通 報 先	電話番号	FAX
国道及び県道	東松山県土整備事務所	0493-22-2333	0493-21-1214
国道（圏央道）	東日本高速道路（株）関東支社 所沢管理事務所	04-2944-4111	
国管理河川	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	049-246-6371	
	" 越辺川出張所	0493-34-3129	0493-34-3466
	" 西浦和出張所	048-861-9129	048-839-4670
	" 入間川出張所	049-231-0458	049-231-7590
	" 熊谷出張所	048-522-0612	048-524-5041
県管理河川	東松山県土整備事務所	0493-22-2333	0493-21-1214

4 障害物除去作業上の注意事項

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分注意して実施する。

- 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
- 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
- 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないよう配慮する。
- 応急復旧により発生した除去物の処理は、廃棄物対策との調整を図り、合理的に実施する。

第20節 輸送計画

災害時の応急対策等に必要な人員及び物資の輸送並びに、被災者の避難を迅速かつ円滑に実施するために必要な車両等を確保し、輸送の万全を図る。

第1 基本事項

1 実施責任者

災害時における輸送の確実を期するための車両等の確保は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、あらかじめ知事の委任を受けている救助のための輸送については、町長が行う。

2 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- (1) 町民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 被害の拡大を防止するために必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

3 輸送の範囲

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
<p>① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資</p> <p>② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資</p> <p>③ 地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等</p> <p>④ 医療機関へ搬送する負傷者等</p> <p>⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</p>		
<p>① 食料、水等生命の維持に必要な物資</p> <p>② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送</p> <p>③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</p>		
<p>① 災害復旧に必要な人員及び物資</p> <p>② 生活必需品</p>		

第2 輸送路の確保

1 道路被害状況の把握及び伝達

町は、行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

県は、緊急輸送道路の被害を中心に道路の被害状況等の情報をとりまとめ、各関係機関へ伝達する。

2 緊急輸送道路の応急復旧作業

(1) 作業順位の決定

道路管理者は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県及び警察と調整のうえ、応急復旧順位を決定する。

(2) 応急復旧作業

- ① 町管理道路における障害物の除去

町は、所管する道路について、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、自衛隊、消防組合及び占用工作物管理者等の協力を得て行い交通確保に努める。特に、避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。

② 各道路管理者との連携

町は、各道路管理者が実施する作業に協力する。

③ ライフライン施設の破損

上水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険個所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

【資料編 3-11 「町内の埼玉県指定緊急輸送道路一覧」参照】

3 道路警戒等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

○ 第3 輸送車両・燃料の確保

1 輸送車両の確保

(1) 公用車

① 公用車の管理

災害対策本部を設置した場合、公用車の管理は総務部副部長（政策推進課長）が一括管理する。ただし、災害対策本部を設置しない警戒体制にあっては、政策推進課長が管理している車両及び各課所有の車両を使用して、それぞれの担当業務を実施する。

② 公用車の配車要請

災害対策本部を設置した場合、各部班は、その所管の災害応急対策の実施にあたって、公用車を必要とする場合は、業務の目的、積載内容、必要台数等を明らかにして、総務部副部長（政策推進課長）に配車要請する。この場合、車両の活動状況把握のために、文書によることを原則とするが、急を要する場合は口頭で要請する。

○ 【資料編 3-12 「公用車の保有状況」 参照】

(2) 運送業者に対する協力要請

災害の規模等により、町所有の車両に不足を生じた場合、又は当該輸送に適当な車両がない場合は、「災害時における物資の輸送に関する協定」に基づき、埼玉県トラック協会小川・松山支部に協力を要請する。

○ 【資料編 2-26 「災害時における物資の輸送に関する協定」 参照】

(3) 他自治体及び防災関係機関への協力要請

車両が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村、県及び防災関係機関に対して支援を要請する。

2 緊急通行車両の確認

大規模災害発生時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両を優先して通行させる。

(1) 緊急通行車両の要件

緊急通行車両は、次の事項に該当するものとする。

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- 施設及び設備の応急復旧に関するもの
- 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
- 上記のほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 緊急通行車両の確認申請

交通規制が実施された場合に備え、県公安委員会（東松山警察署）に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両を確保する。

車両の不足が予想される場合は、事前届出を行っていない車両についても確認申請を行う。

確認申請は、事前に届出済の車両については、交付された「届出済証」の提出により申請を行う。

【資料編4-8 「緊急通行車両等関係様式」参照】

3 燃料の調達

「災害時等における物資の供給に関する協定」に基づき、埼玉県石油業協同組合東松山支部会員（まるや石油（株）、（有）笛木油店）及び埼玉中央農業協同組合川島サービスステーションから緊急輸送等の燃料を調達する。

【資料編2-28 「災害時等における物資の供給に関する協定」参照】

第4 航空機による輸送

1 緊急空輸の要請

災害により、道路等が寸断され又は洪水等により孤立し、あるいは傷病者を緊急に移送しなければならない場合等において、町長は、知事に自衛隊のヘリコプター等による緊急輸送を要請する。また、緊急を要する場合で、知事に要請するいとまがないときは、「災害時における航空機の優先利用に関する協定」に基づき、本田航空（株）に協力を要請する。

【資料編2-17 「災害時における航空機の優先利用に関する協定」参照】

2 ヘリポート等の設置

ヘリコプター等による緊急空輸を要請した場合は、その発着場所として平成の森公園多目的広場等適当な場所を選定して、ヘリポートを設置し、必要な人員を配置する。特に離着陸時には風圧等により危険が多いので、監視員を置く等安全の確保に努める。

3 ヘリポート設置基準

ヘリポート設置にあたっては、県防災計画の基準により設置する。

【資料編3-13 「埼玉県指定ドクターヘリ緊急離着陸場（ランデブーポイント）一覧」参照】

第5 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において町が県に請求できる。

【資料編3-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

第21節 労務供給計画

災害時において、災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

第1 基本事項

1 実施責任者

災害時における労働力の確保は、町長が行う。

災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き、町長が行う。ただし、知事の職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

第2 実施方法

1 労務供給の基準

- (1) 応急救助に必要な労務の供給は、次の救助を実施するために必要な最小限度の要員の雇い上げにより行う。

- | | |
|----------------|------------------|
| ➤ 被災者の避難 | ➤ 救助用物資の整理配分及び輸送 |
| ➤ 医療及び助産における移送 | ➤ 遺体の捜索 |
| ➤ 被災者の救出 | ➤ 遺体の処理 |
| ➤ 飲料水の供給 | ➤ 緊急輸送路の確保 |

- (2) 応急救助のために支出できる賃金は、町における通常の実費とする。

- (3) 応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、厚生労働大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇上げることができる（特別基準）。

2 労務供給の方法

- (1) 労働者の確保は、原則として公共職業安定所を通じて行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助の人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において町が県に請求できる。

【資料編3-6「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

第22節 警備・交通対策計画

風水害が発生した場合には、町民の安全を確保するため、警察と協力して警備及び交通対策を実施する。

第1 警備対策

災害発生直後、初動期の警備活動は、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、人命の救助等極めて重要である。

町は、警察の行う対策に協力するとともに、必要があると認める場合は、警察に警備の要請をする。

第2 交通施設応急対策

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 長は、その管理に属する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合は、職員を派遣して被害の調査にあたらせる。
○
- (2) 町長は、その管理に属さない道路において、被害を発見した場合は、速やかにその旨を各道路管理者に通報する。
- (3) 町長は、上記(1)、(2)の状況を、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方
法により実施する。

- (1) 道路の損壊、流失、埋没並びに橋りょう等の損傷の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対
策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強崩落土の除去、橋りょうの応急補強、
隧道の補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
○
- (2) 応急対策が比較的長期間を要する場合は、被害箇所に上記の応急対策を施すとともに付近の
適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
- (3) 一路線の交通が相当の長期にわたって途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況に
より、適当な代替道路を選定し、交通標識その他交通機関に対する必要な指示を行うことによ
り、円滑な交通の確保を図る。
○
- (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態
に立ち至った場合は、当該地域の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路
線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実
施することにより、必要最小限の確保を図る。
- (5) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し交通の確保を図る。

【資料編3-14「道路施設の状況」参照】

第3 交通規制

1 交通規制を行う者

- (1) 埼玉県公安委員会は、道路交通法第4条又は、災害対策基本法第76条の規定に基づき所要
の交通規制を行う。
- (2) 警察署長は、道路交通法第5条の規定に基づき所要の交通規制を行う。
- (3) 警察官は、道路交通法第6条の規定に基づき所要の交通規制を行う。

- (4) 道路管理者は、道路法第46条第1項の規定に基づく所要の交通規制を行う。

2 警察への要請

町は、災害による道路の損壊（破損）、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると判断したときは、警察に要請する。

3 町の行う交通規制

- (1) 町長は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認めた場合は、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 町長は、通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。
あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。
- (3) 町は、降雪等による交通規制を実施した場合は、その状況を利用者に周知する。

○ 第4 一般交通の確保

道路管理者は、被災地における交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制を行ったときは、次の要領により広報を実施し、一般交通の確保を図る。

- (1) 関係道路の主要交差点への標示
(2) 関係機関への連絡
(3) 町民に対する広報

第23節 文教・保育対策計画

災害時における学校活動及び福祉活動の確保を図るために、学校及び福祉施設における応急対策に万全を期する。

第1 応急教育

1 児童・生徒の安否確認

校長は、災害発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

(1) 在校時に災害が発生した場合

対応	内容
児童・生徒の安全確保と被害状況の把握	校長は、災害発生直後、児童・生徒の安全を確保するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
児童・生徒等の避難及び引渡し	校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させる。 また、原則として保護者への引渡しを実施するとともに、必要に応じて保護をする。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 不在時に災害が発生した場合

対応	内容
被害状況の把握	災害発生後、校長は教職員を非常招集するとともに、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
児童・生徒等の安全確認	非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により実施する。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(3) 早期の校舎等の安全確認

学校施設は、指定避難所として位置づけられており、大規模な災害等が発生した時は、校舎等の早期の安全確認が必要である。このため、学校職員による応急危険度判定等が実施可能のように、研修や講習会への参加あつ旋など人材の育成を図る。

2 学校施設の応急復旧

校長は、災害発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

(1) 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

(2) 施設の応急復旧

- ① 災害による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育委員会と相談の上、教育を再開する。
- ② 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- ③ 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、この具体化を図る。
- ④ 避難場所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

3 応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

(1) 応急教育の開始

○ 応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

(2) 応急教育の方法

- ① 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり、通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により、授業が継続実施できるよう努める。
- ② 被害の程度により臨時休業等の措置をとり、授業のできなかった時間については、補習学習等を行う。

(3) 給食等の措置

- ① 学校給食センターが被災した場合は、速やかに復旧措置を講じ、正常運営の回復に努める。
- ② 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ③ 学校給食センターの施設を利用して、町民の炊出しを行う場合にあっては、学校給食に影響のないよう調理の時間配分等に留意する。
- ④ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

(4) 教育実施者の確保

○ 災害による教員の被害状況を的確に把握し、欠損を生じた場合は、県教育委員会と連携し、不足教員の緊急派遣を求める等、応急教育に支障を来さないよう努める。

(5) その他、生徒指導等

① 登下校時の安全確保

校長は、教育活動の再開にあたり、特に登下校時の安全確保に留意する。

② 心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

③ 避難した児童・生徒の指導

避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

4 教科書・学用品等の調達及び支給

町長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次の要領で調達支給する。

(1) 支給対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は損失し、就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 支給の実施

- ① 教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、町が支給する。
- ② 文房具及び通学用品については、町が、被害の実情に応じ、現物をもって支給する。ただし、町において、調達が困難な場合は、県教育委員会に調達・供給支援を要請する。

(3) 支給の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む）については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において町が県に請求する。

5 その他の事項

- (1) 学校においては、平常より避難訓練等を実施し、不時の災害に備える。
- (2) 児童・生徒及び教職員が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当等を行う。
- (3) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、清潔な飲料水の確保及び感染症等の予防に万全を期する。
- (4) 災害救助法関係及びその基準以外の教材用品の調達及び支給については、町教育委員会及び各学校において、あらかじめ計画を立てておく。

【資料編3-15「文教施設の現況」参照】

第2 応急保育

保育園の園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保を図るため、保育園において必要な応急措置を講ずる。

1 保育園の応急措置

(1) 実施責任者

災害時における児童福祉施設の応急対策は、町長が行う。各保育園の災害に対する措置は、民生部副部長（子育て支援課長）及び保育園長が、あらかじめ計画を定めておく。

(2) 保護者への周知

災害時における児童福祉施設の応急対策は、民生部副部長（子育て支援課長）及び保育園長が保護者に対して、周知を図る。

(3) 災害時の措置

① 救援措置

災害が発生、又は発生が事前に予想され、保育の安全が確保できないような場合、町長は民生部副部長（子育て支援課長）に状況を把握させ、必要に応じて休園の措置をとる。

② 保育開始前の措置

保育園休園措置を園児の登園前に決定したときは、遅滞なくその旨を防災無線、保護者の連絡網、かわべえメール等により周知させる。

③ 保育開始後の措置

保育開始後において、休園措置を決定した場合は、防災無線、連絡網、かわべえメール等により通知し、保護者に園児の引渡しを行う。

(4) 保育施設の確保

災害により、保育施設が被害を受け、保育措置の安全確保ができなくなった場合には、公民館等の近隣公共施設を利用し、保育を行う。

(5) 職員の確保

町長は、職員の被害状況を把握するとともに、当該保育園において職員が不足する場合には、他の保育園と調整し、あるいは、臨時採用等により職員を確保し、保育措置に支障をきたさないようにする。

(6) 給食対策

災害により、調理施設等が被害を受け、給食が不可能となったときは、他の保育園又は、町学校給食センター等に調理を依頼し、給食の確保に努める。

(7) 園児等の健康管理

○ 災害による感染症等の発生を防止するため、施設の衛生保持に努めるとともに、園児及び職員に対して、健康診断等適切な措置を講ずる。

2 要保護児童の応急保育

保育班（子育て支援課）は、保護者のいない児童などの要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

(1) 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

① 避難所の責任者は、次の要保護児童について福祉班へ通報する。

- ア 児童福祉施設から避難所へ避難した児童
- イ 保護者の疾患等により発生する要保護児童

② 台帳、名簿等による把握

- ア 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
- イ 災害による死者に係る義援金の受給者名簿からの把握

○ ③ 町民の通報による把握

④ 広報等による保護者のいない児童の発見

保育班は、記録調整班を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

(2) 親族への情報提供

保育班（子育て支援課）は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

(3) 要保護児童の保護と支援

保育班（子育て支援課）は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

① 保護者のいない児童の保護

- ア 親族による受け入れの可能性の打診
- イ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護
- ウ 児童相談所と連携し里親への委託保護

② 支援等の措置

- ア 母子寡婦福祉資金の貸付け
- イ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

(4) 児童のメンタルケア

保育班（子育て支援課）は、児童の精神的不安定を解消するため、保健医療班及び児童相談所等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

【資料編 3-16 「児童福祉施設の現況」 参照】

第3 社会教育施設等の措置

生涯学習班（生涯学習課）は、所管する社会教育施設及び社会体育施設開館時に災害が発生した場合は、火災の防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図るとともに、利用者の被災状況、施設の被害状況等を災害対策本部に報告する。

第4 放課後児童クラブの措置

放課後児童クラブの責任者は、災害発生直後、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講ずるとともに、児童の被害状況等を確認し速やかに保育班（子育て支援課）に報告し、必要な指示を受ける。保育班（子育て支援課）は、被害状況等を災害対策本部に報告する。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告し、災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。

第5 文化財の応急措置

建造物が被災した場合には、県は、川島町教育委員会やボランティア等による被害状況報告を受けて次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害の拡大を防ぐため、町及び関係者と連絡をとりあって応急修理を施す。
- (2) 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

第24節 要配慮者等の安全確保対策計画

災害時に、自分だけの力では避難が困難であったりするなどの災害時要援護者の被害状況や安否について、家族や近隣住民、自主防災組織等の協力を得て把握、確認し、安全確保を図る。

第1 避難行動要支援者等の避難支援

1 避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、以下のように実施する。

- 町は、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- 町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。
- 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

町は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。また、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

町は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- 町民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

第2 避難生活における要配慮者支援

1 生活物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、場所や時間を別に設けるなど配慮する。

2 避難所における要配慮者への配慮

避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、以下のとおりである。

■避難所における要配慮者への配慮内容

項目	内容
区画の確保	避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
巡回サービスの実施	保健師等による避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。
福祉避難所の活用	社会福祉施設等を福祉避難所として、避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■避難所外も含めた要配慮者全般への支援

支援項目	内容
情報提供	ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	町役場や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口では、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	保健師などによる在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。
物資の提供	在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
福祉避難所の活用	社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所や自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

第3 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

1 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

3 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。

町は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活支援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し入所者等へ配布する。

町は、備蓄物資の放出及び調達を行い、施設入所者等への生活支援物資の供給を援助する。

5 ライフライン優先復旧

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、水道等の優先復旧を要請する。

6 巡回サービスの実施

自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

【資料編 3-17 「社会福祉施設の現況」 参照】

第4 外国人の安全確保対策

1 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

町は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を実施する。

3 情報提供

町は、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

4 各種相談

町は、相談窓口に職員やボランティア通訳等を配置し、外国人に対し総合的な相談に応じる。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第25節 電力施設応急対策計画

非常災害の発生するおそれがある場合は、東京電力パワーグリッド(株)川越支社は、各設備に有効な予防方策を講じ被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、生活関連施設としての機能を維持する。

第1 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、川越支社長は、非常災害対策支部を設置する。

1 非常体制

(1) 非常体制の組織

非常災害に際し、受持区域内の事前対策、被害の把握、災害復旧等を迅速円滑に推進するため、非常体制の組織を編成しておく。

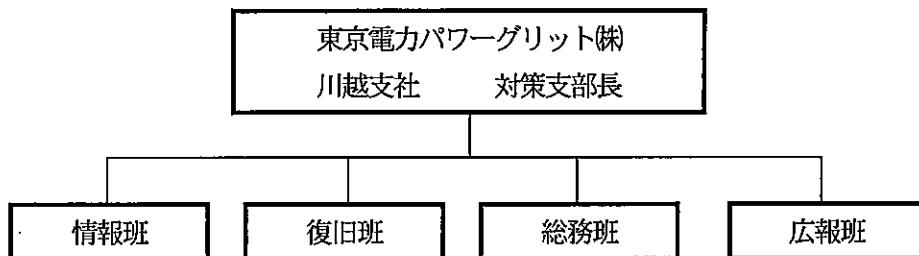
(2) 非常体制の対策

非常災害対策規程により、川越支社は以下のとおり対策を実施する。

(3) 職員の動員

川越支社はあらかじめ定めてある非常災害対策組織表により所要の職員を動員する。

(4) 命令及び情報連絡の伝達経路



2 応急措置

(1) 人員の動員及び連絡の徹底

- ① 非常災害対策規程により、いつでも出動できる体制を確立しておき、時間外における連絡体制も確立しておく。
- ② 社外者の応援体制を確立しておく。
- ③ 隣接及び近隣支社との相互応援ができる体制をとっておく。

(2) 資材・輸送等

- ① 工具は、手持ち分の整備、社内各機関との融通等により確保する。
- ② 資材は、在庫品を常に把握し、必要な場合には請負工事会社から調達するため、請負工事会社の在庫状況も把握しておく。
- ③ 資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても、原則として送電を継続するが、水害及び火災の発生等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置等を講じる。

第2 応急復旧対策

1 復旧計画

川越支社は、被害状況を把握し、下記事項について復旧計画を立てる。

- (1) 復旧応援隊の必要の有無
- (2) 復旧作業隊の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の見込み
- (6) 宿舎、衛生、食料等の手配
- (7) その他

2 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

(1) 送変電設備

- ① 主要幹線の送電系統
- ② 送電系統の中間変電所
- ③ 重要施設に配電する配電変電所

(2) 配電設備

- ① 「発変電所における配電線の送、停電基準」等により定められた復旧順位によるが、水道・新聞・放送・ガス・排水設備、町役場、警察署、消防署、電報電話局、救急病院、避難所その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所に具体的な復旧順位を定める。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替え、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- ③ 被害地町民の治安維持の面から早期仮復旧に努め、なお、停電が長期にわたる場合は、道路上に投光器などの仮工事を施設し、防犯及び盗難防止に協力する。

3 復旧作業場の注意事項

- (1) 各設備の運転、操作は定められた基準あるいは心得によるが、特に災害時の事故防止を図るよう対策を立てる。
- (2) 感電防止に留意し、単独作業を避ける。
- (3) 幹線道路は、復旧用資材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊折損電柱等は、早期に取り除く。

4 復旧作業隊の標識

川越支社職員並びに復旧応援隊作業者にあらかじめ準備した所定の腕章を、また、連絡車、作業者には所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業隊であることを明示する。

5 復旧応援隊

被害が多大で、川越支社のみの工事力では早期復旧が困難な場合は、社内他機関、指定工事会社、非指定工事会社、消防署、自衛隊等に対して応援要請を行う。

6 当社復旧隊の編成

川越支社及び指定請負工事会社の復旧隊の編成は、非常災害対策規程による編成組織表による。

7 復旧目標

配電線路の復旧は、前記の復旧順位により、できるだけ速やかに行うこととする。

第3 災害時の広報

1 広報内容

感電事故並びに漏電等による出火を防止するため、次の事項を十分PRする。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに事業所に通報すること。
- (3) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- (7) その他事故防止のため留意すべき事項。

2 広報実施要領

災害時における住民不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割は大きいことにかんがみ、電力設備の被害状況、復旧予定時等について的確な広報を行う。

これらの広報手段としては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、町防災無線、広報車等により、直接当該地区へ周知する。

事業所名	所在地	電話番号
川越支社	川越市三久保町17番地4	0120-995-007 ※0120が使用できない場合 03-6375-9803

第26節 電気通信設備応急対策計画

災害等により電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

第1 災害時の活動体制

1 災害対策本部の設置

災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るために、埼玉事業部に災害対策本部を設置する。

2 情報連絡

災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合、町災害対策本部、その他各関係機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報、報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

○ 第2 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は次の各号の応急措置を実施する。

1 重要通信の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等を通じて確保の処置を講ずる。

2 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 通信の利用制限

通信のを通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

4 災害用伝言ダイヤル等の提供

風水害等の災害発生により著しく通信のふくそう（回線や交換機の許容量を超えた渋滞現象）が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第3 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

第4 災害時の広報

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のを通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のを通ができないことによる社会不安の解消に努める。

-
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
 - (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。



第27 ガス施設応急対策計画

台風、洪水等の自然災害及び大規模なガス事故等により、都市ガス施設及びLPGガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

武州ガス（株）が実施する応急対策は、次のとおりである。

第1 災害時の活動体制

1 災害時における出動基準

(1) 自動出動(第3次出動)

テレビ・ラジオ等による情報及び周囲の状況により震度5弱以上の地震の発生を認知した場合は、通信網の寸断が予期されるため全社員及び関連会社の指定者は自動的に出動する。

(2) 動員発令による出動(第1次出動、第2次出動、第3次出動)

災害が発生した場合は、特別出動基準に基づき災害対策本部から、あらかじめ指定してある

○ 要員に対し動員発令を行う。

(3) 被害状況の収集

出動途中においては、可能な限り次の事項についての情報を収集し、報告する。

① 道路の状態

② 橋の状態

③ 家屋の状態

④ ガス施設の状態

⑤ その他被災状況

2 災害対策本部の設置及び役割

(1) 災害対策本部の設置

災害が予測され、又は発生した場合は災害の程度により特別出動(第1次～第3次)を発令するとともに災害対策本部を設置する。

(2) 緊急対策の決定

○ 各防災関係機関、報道機関及び社員によりガス施設の被害状況・家屋・道路等の被害状況についての情報を収集し、これに基づき緊急対策を審議決定する。

3 災害復旧時の組織及び役割

災害復旧時の組織及び役割分担は、あらかじめ定めてある体制による。

第2 災害時の初動措置

初動措置は、次のとおりとする。

1 被害状況の把握

災害の発生後は、直ちに勤務場所の所内設備の点検を行うとともに、次にあげるものについて情報を収集し、その状況を災害対策本部へ報告する。

(1) 製造所、供給所ガスホルダーの総出量及び圧力の変動

(2) 主要整圧器の圧力及び流量の変動

(3) 製造設備の被害状況、電力、給水等ユーティリティーの供給状況

(4) 受入ガスの圧力及び流量の変動

(5) 管内のガス供給施設の被害状況

(6) 出動途中において収集した被害状況（ガス臭気、橋、建物等の状況）

(7) テレビ・ラジオ・防災無線からの情報

2 二次災害防止のための初動措置

情報収集の結果により、供給を継続する地域・供給を停止する地域を迅速に判断し、供給可能な範囲の供給系統を維持し、ガスの供給停止区域を最小限にとどめるため、次の措置をとる。

(1) 導管網をブロック化する。

(2) ガス供給所、整圧器の出口及び導管の必要な箇所でガスを遮断する。

(3) 緊急放散施設より、安全な場所へガスを放出する。

(4) ガバナーを遮断し、低圧管へのガスの供給を停止する。

第3 応急復旧対策

災害の発生に伴う被害状況把握後、速やかに応急復旧措置をとる。

1 復旧対策

(1) ガス導管の折損又は漏洩箇所の応急修理

(2) 差し水によるガス導管の排水作業の早期実施

(3) その他、現場の状況により適切な措置を行う。

2 資材の確保

(1) 応急対策に必要な資材は、平常時より緊急資材庫等に保有しておく。

(2) 災害発生時は、緊急用の資機材の在庫状況、工事会社の在庫状況を確認する。

被害の状況によっては、メーカーからの調達方法（輸送手段、受入基地等）を検討し、早期に必要数を確保す

第4 災害時の広報

1 広報

災害時には、町民の不安除去、波及的災害事故防止を図るため、サービス巡回車等による巡回広報、及び市町村・警察署・消防署及び消防団等の防災関係機関、報道機関の協力を得てあらゆる手段をつくしてガス施設の被害状況、復旧の現状・見通し等について広報活動に努める。

2 通報

町民がガス漏洩等を発見した場合には、速やかに武州ガス(株)、東松山警察署又は川島消防署に通報するよう周知する。

第5 供給開始時の事故防止措置

ガス供給を停止し、応急復旧の後、再供給する場合の事故を防止するために次の措置をとる。

1 供給所の措置

点検計画に基づき各種施設の点検、補修を実施し各設備の安全を確認した後、製造及び供給を開始する。

2 供給施設の点検

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するため、点検措置を行う。

3 需要家施設の点検

各需要家のガス設備の点検を実施し、正常であることを確認した後、使用を再開する。

4 再供給時の広報

需要家に対してテレビ、ラジオ、巡回車、ピラ、チラシ等により次の広報活動を行い、協力を求める。

- (1) 各戸のガス供給開始時には、武州ガス(株)の社員が巡回検査した後にガスの使用を開始する。
- (2) 使用中・使用後に異常がある場合は、直ちに使用を中止し、武州ガス(株)に連絡すること。

第6 緊急連絡先

事業所名	所在地	電話番号
武州ガス(株)本社	川越市田町32番地12	049-241-9000
武州ガス(株)所沢営業所	所沢市泉町1794番地2	04-2928-9000

第7 LPガス

○ 1 LPガス及び燃焼器具等の供給対策

避難所等における被災者の生活を援助するため、LPガス及び燃焼器具等を供給する。

- (1) 町は、必要に応じ、埼玉県LPガス協会東松山支部川島地区の事業所に対し、LPガス等の調達を要請する。
- (2) 要請を受けた事業所は、LPガスに係る業界団体を通じ、必要なLPガス等を町へ供給する。
また、埼玉県LPガス協会東松山支部川島地区の事業所では調達が困難な場合には、埼玉県災害対策本部を通じて埼玉県LPガス協会へLPガス等の調達を要請する。
- (3) 町は、各避難所等に供給できるように燃焼器具等の備蓄を行う。

第28節 下水道施設応急対策計画

風水害により下水道施設が被害を受けた場合、できるだけ早い時期に下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設への影響を把握する必要がある。また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

第1 災害時の活動体制

上下水道班は、民間業者に協力を要請し、応急復旧を実施する。

第2 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占用者など他機関からの情報、町民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定し、幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は、次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、写真撮影等により記録する。

点検場所	点検内容
マンホール	<ul style="list-style-type: none">・下水の流出の有無・マンホール蓋の変形異常の有無・周辺路面の異常の有無・マンホール内の異常の有無（路上からの目視による） (躯体、管きょ接合部、堆積物、流量・石油等危険物の下水流入状況等)
管きょ埋設道路の路面等	<ul style="list-style-type: none">・路面、地表の異常の有無 (陥没、隆起、亀裂、浪打ち、噴出等)

第3 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺に与える影響を考慮し、管きょについては二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置をとる。八幡雨水排水機場にあっては施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施する。

■緊急措置の内容

- | | |
|-------------------|------------|
| ➤ 安全柵、標識等の設置 | ➤ 段差部のすり付け |
| ➤ 陥没部への土砂等による埋め戻し | ➤ 排水ポンプの設置 |
| ➤ 土のうによる浸水防止 | ➤ 通行規制 |
| ➤ 下水道の使用制限 | ➤ その他必要な措置 |

第4 応急復旧対策

上下水道班は、民間業者等の協力を得て、優先順位に従って下水道の応急復旧を行う。

第5 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被災状況、復旧の状況等を町民に広報する。

第4章 風水害復旧計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

第1 災害復旧事業の種類

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設事業復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他資金計画
- その他の計画

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

第3 災害復旧事業に伴う財政援助措置

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

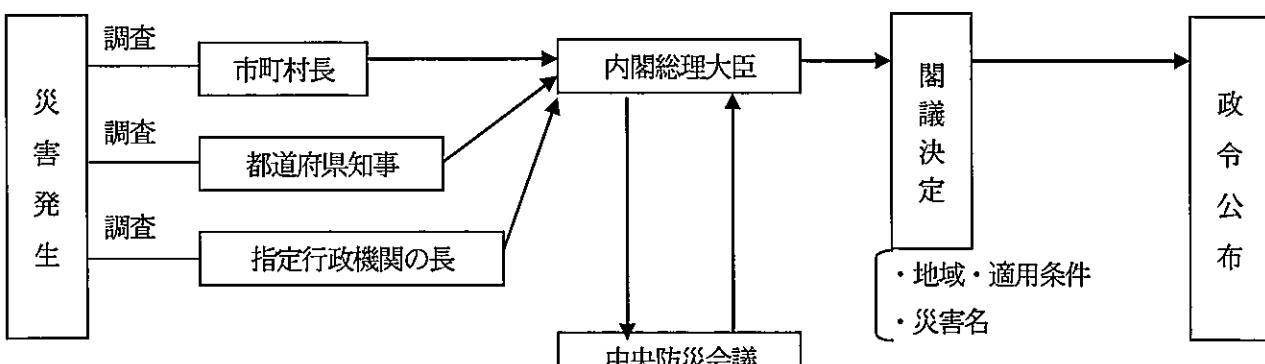
1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続きについては、次図のとおりである。



3 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図り、復旧事業の早期実施のための職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるように措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係町民に対し、理解を得るように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し、監督指導等を行う。

第2節 災害復興計画

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進していく。

第1 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

- 災害復興方針を策定した場合は、速やかに内容を町民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

① 建築基準法第84条建築制限区域の指定

町は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定について県に要請する。

② 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

○ なお、被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

① 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

② 町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 民生安定化計画

大規模災害時には、多くの人々が被災し、町民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の回復を図るため、防災関係機関等と協力し、民生安定のための緊急措置を講ずる。

第1 罷災証明書の発行

罷災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長が災害により生じた被害の程度について証明する。

1 罷災証明書発行の概説

(1) 罷災証明の対象

罷災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋等について、以下の項目の証明を行う。

- ① 全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- ② 火災による全焼、半焼、水損

(2) 罷災証明を行う者

罷災証明は、町長が行うものとし、罷災証明書の発行事務は、調査集計班が担当する。
ただし、火災による罷災証明は、消防長が行うものとする。

(3) 罷災証明書の発行

罷災証明書は、罷災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき発行する。

(4) 証明書手数料

罷災証明については、証明手数料を徴収しない。

(5) 罷災証明書の様式

罷災証明書の様式は、所定の様式による。

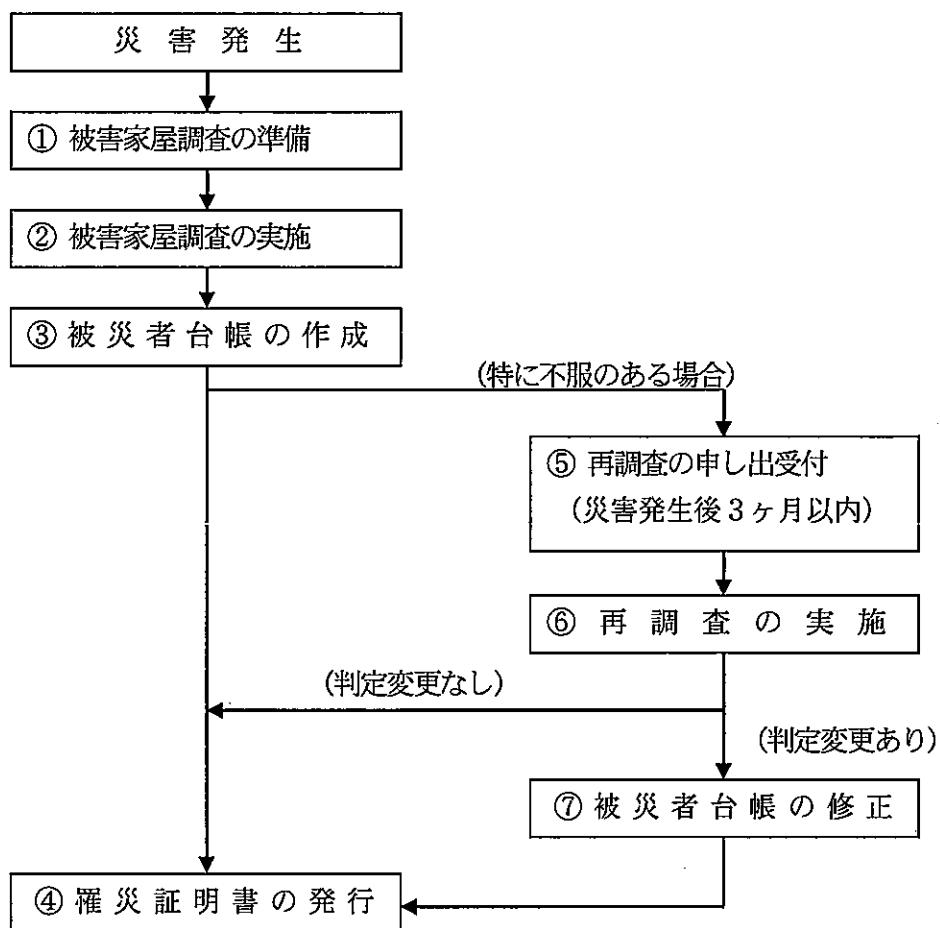
【資料編 4-9 「罷災証明関係様式」 参照】

(6) 被害家屋の判定基準

罷災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月改訂 内閣府（防災担当））に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1か月以内の状況を基に実施する。

2 罹災証明書発行の流れ

罹災証明書の発行は次の流れで実施する。



(1) 被害家屋調査の準備

被害家屋調査は、調査集計班が実施するものとし、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、次の項目を実施する。

① 被害地域の航空写真の撮影準備

② 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、情報連絡班に収集された情報を基に被害全体状況を把握する。

③ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

④ 調査員の確保

ア 町職員の確保

イ ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

ウ 相互応援協定を締結している市町村への応援職員派遣要請

エ 調査班編成と調査区割りの検討

⑤ 調査備品等の準備

ア 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）

イ 調査地図の用意（土地家屋現況図または住宅地図）

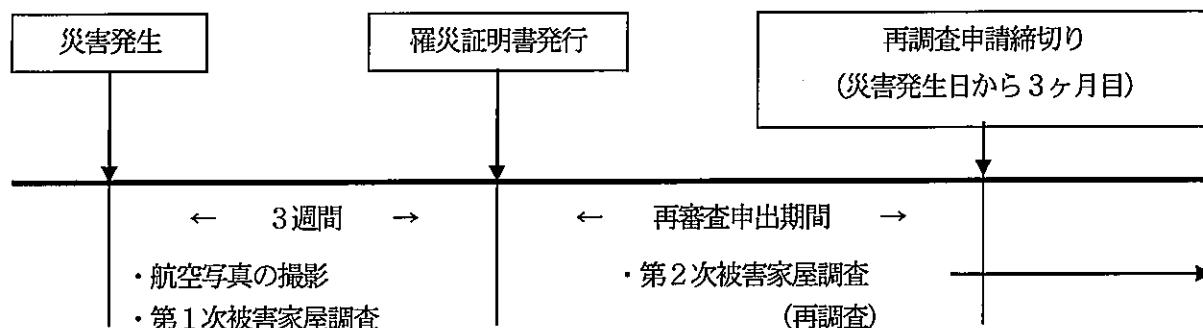
ウ 調査員運搬用車両の確保、手配

エ 他市町村応援職員等の宿泊所の確保

(2) 被害家屋調査の実施

調査集計班は、次の要領で調査を実施する。

① 調査期間



② 調査方法

ア 航空写真の撮影

災害発生後2週間以内に被災地の航空写真を撮影する。

イ 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

ウ 第2次被害家屋調査

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申出に基づき、2人1組で、1棟ごとに内部立入調査を実施する。

③ 調査体制

ア 人員：2人1組

イ 調査員：町職員（調査集計班）及びボランティア調査員（民間建築士等）

ウ 調査集計班は、必要がある場合は職員班に他市町村職員の応援派遣の要請をする。

(3) 被災者台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した、被災者台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

(4) 罹災証明書の発行

調査集計班は、被災者台帳に基づき、申請のあった被災者に対し、罹災証明書を発行する。

(5) 再調査の申出と実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から3ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、被災者台帳を修正する。

3 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

罹災証明に関する町民への広報を記録調整班に依頼し、広報紙や報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。

特に、災害後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、調査集計班は、罹災証明に関する相談窓口を役場庁舎に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

4 事前対策

罹災証明発行の事前対策は、次のとおりとする。

(1) 被害家屋調査員の登録

町職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

(2) 判定基準等の研修

調査集計班は、民間建築関係組織等の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

(3) 他市町村との協力体制の確立

災害による被害発生時に応援を求める近隣市町村との相互協力体制をあらかじめ確立していく。

(4) 調査携帯物品等の備蓄

調査集計班に、傾斜計、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

第2 被災証明書の発行

(1) 被災証明書

被災証明は、自然災害により住家、非住家及びその他資産について、被災者から届けのあった事実を町長が証明する。

(2) 被災証明書の申請

被災者は、被害状況を確認できる写真、修繕見積書及び身分証明を示す書類を被災証明交付申請書とともに町長に申請する。

(3) 証明書手数料

被災証明書については、証明手数料は徴収しない。

第3 被災者の生活支援

災害により被害を受けた町民が、早期に再起更生できるよう被災者に対する職業のあつ旋、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。

1 生活相談

各機関の実施する生活相談は、次のとおりとする。

(1) 町

被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、対応を要請する。

特に、被災女性に対しては、専用の相談窓口を設置し、女性への配慮を心がける。

(2) 避難所等での相談所開設

避難所等に相談窓口を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。

相談窓口の設置に際しては、被災女性のための専用窓口の設置など、女性への配慮を心がける。

(3) ライフライン各事業者

町民生活の早期回復に協力するため、安全設備普及のための指導、相談及び復旧のための指導、相談等を実施する。

2 町の災害弔慰金等の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する条例又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則により、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた町民に対し災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

対象災害	① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死者（3ヶ月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしている者に限る。）である。ただし、兄弟姉妹にあたっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の者が死亡した場合 250万円
費用負担	国：1／2 県：1／4 町：1／4
支給の制限	災害弔慰金は、次に該当する場合には支給しないものとする。 ① 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ② 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条で規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合

(2) 災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様
支給対象	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者
支給額	① 生計維持者に発生した場合 250万円 ② ①以外の者に発生した場合 125万円
費用負担	国：1／2 県：1／4 町：1／4
支給の制限	災害弔慰金の場合と同様

(3) 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。		
	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が、次の額以内の世帯に限る。ただし、住居が滅失した場合は、世帯人数にかかわらず1,270万円に緩和する。		
貸付対象者	1人世帯	220万円	
	2 "	430万円	
	3 "	620万円	
	4 "	730万円	
	5人以上	730万円に世帯人数が1人増すごとに30万円を加算した額	
貸付け対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円
	③ 住居の半壊	"	170(250)万円
	④ 住居の全壊	"	250(350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円
	⑥ ①と②が重複	"	250万円
	⑦ ①と③が重複	"	270(350)万円
	⑧ ①と④が重複	"	350万円
	※()は、特別の事情がある場合の額		
貸付条件	① 償還期間 : 10年 ② 措置期間 : 3年(特別の事情がある場合は、5年) ③ 償還方法 : 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 ④ 貸付利率 : 年0.5%(措置期間中は無利子)		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

3 災害見舞金の支給

町は、川島町災害救助基金条例及び川島町災害救助基金条例施行規則により、災害救助法の適用を受けない災害により被害を受けた町民又はその遺族に対して見舞金を支給する。

支給対象者	①町民が災害により住家等に損害を受けた場合 ②被害を受けた世帯の世帯主（世帯主に支給できない場合は、生計を一にしていた遺族）に対して支給	
支 給 額	①住家が全焼、全壊又は流失した場合	30万円以内
	②住家が半焼又は半壊した場合	10万円以内
	③床上浸水した場合	7万円以内
支給の制限	故意又は重大な過失により災害を受けた場合は、災害見舞金を支給しないものとする。	

【資料編1-5「災害弔慰金の支給等に関する条例」参照】

【資料編 1-6 「災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」参照】

【資料編 1-7 「川島町災害救助基金条例」参照】

【資料編 1-8 「川島町災害救助基金条例施行規則」参照】

【資料編 4-10 「災害弔慰金支給関係様式」 参照】

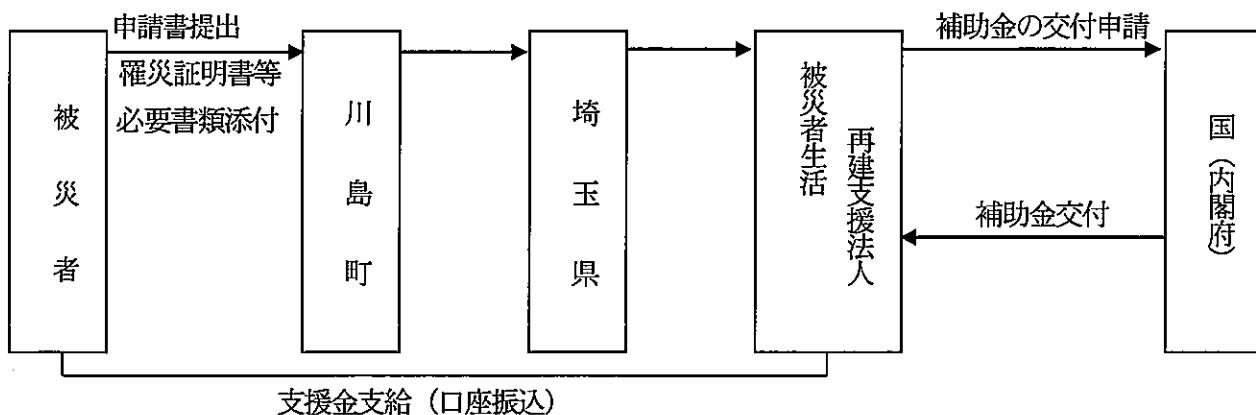
4 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害）																		
対象被害災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全焼する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																		
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流出等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められた世帯（居住者安定支援制度のみ該当）																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1"><thead><tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊</th><th>解体</th><th>長期避難</th><th>大規模半壊</th></tr></thead><tbody><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></tbody></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1"><thead><tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr></thead><tbody><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></tbody></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200万円（又は100万円）	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
支援金の支給申請	・申請窓口 市町村 ・申請時の添付書面 ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 ・申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内																		

(2) 支援金の支給手続き



○ 町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
埼玉県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

○ (3) 地震保険等災害保険の活用

地震保険等災害保険は、地震災害・風水害・その他災害等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震災害・風水害・その他災害における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、町及び県は、その制度の普及促進に努める。

5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

前記の法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

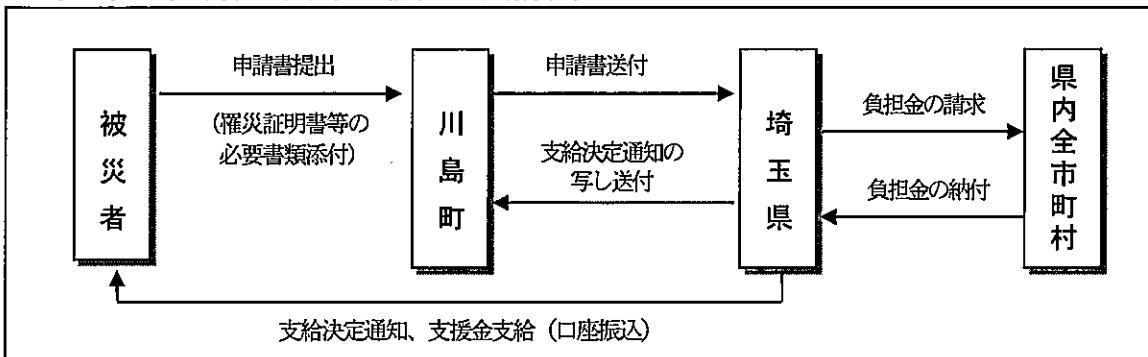
埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項目	内容																		
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																		
対象灾害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる灾害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
対象灾害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																		
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																		
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定																		

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和2年度、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項目	内容
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項（2）オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	50万円 (※世帯人数が1人の場合は、37万5千円)
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和2年度、埼玉県防災会議

※ 支給手続きは、埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

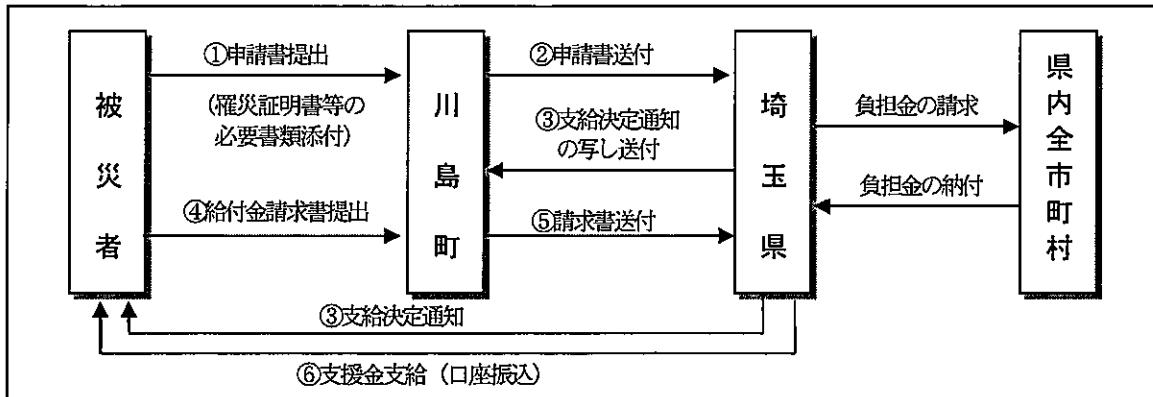
埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる灾害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	<ul style="list-style-type: none"> ①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和2年度、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

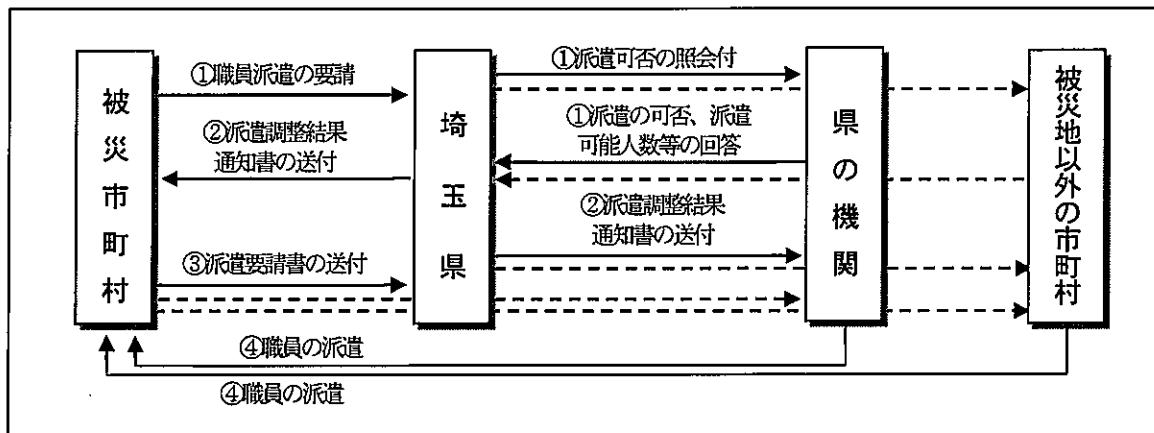
埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受け入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 (統括部、支部)	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和 2 年度、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



6 生活福祉資金貸付制度

(社福) 埼玉県社会福祉協議会は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立更生の資金として、生活福祉資金を低所得世帯に貸付ける。

(1) 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6ヶ月以内の措置期間経過後7年以内 利 率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

(2) 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、400万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6ヶ月以内の措置期間経過後7年以内 利 率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

7 住宅復興資金

住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受けたものに対して、住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅建設資金及び災害復興住宅補修資金に基づく融資

貸付対象者	次の①から④までの全てに当てはまる方		
	①自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、町の罹災証明書が交付された方	②ご自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方	③年収に占めるすべてのお借入れの年間合計返済額の割合が一定の基準を満たしている方
		年収	400万円未満
		総返済負担率基準	30%以下
		400万円以上	
		35%以下	
④日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方			

貸付限度	(1) 建設			
	建設資金	土地取得資金	整地資金	特例加算額
	1, 680万円	970万円	450万円	520万円
	※ 特例加算額は、基本融資額を超えて借入れを希望する場合。			
	(2) 購入			
	基本融資額	特例加算		
	2, 650万円※	520万円		
※ 購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1, 680万円が限度となる。				
(3) 補修				
	補修資金	敷地資金	引方移転資金	
	740万円	450万円	450万円	
※ 整地資金と引方移転資金の両方をご利用する場合、合計450万円が限度額。				
利率	年0.44% (特例加算は年1.34%)			
償還期間	35年以内 (補修の場合は20年以内) 融資の日から3年以内の措置期間を設けることができ、その間、償還期間を延長できる。			
担保	原則として、融資の対象となる建物及び土地に機構のための第1位順位の抵当権を設定 (補修の場合は後順位でよい。) していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要です。			
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い			
その他	返済終了までの間、融資対象建物に火災保険をつけさせていただきます。建物の火災による損害を補償対象としていただきます。保険金額は、機構から総借入額以上としていただきます。			

(令和2年8月現在、住宅金融支援機構ホームページ参照)

8 職業のあつ旋

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあつ旋については、厚生労働省埼玉労働局が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図る。

町は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、厚生労働省埼玉労働局及び県産業労働部に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

9 租税等の徴収猶予及び減免

罹災した納稅義務者又は特別徴収義務者、被保険者等に対し、地方税法又は町条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に実施する。

(1) 町税の徴収猶予及び減免

町長は、被災した納稅義務者又は特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

なお、国税及び地方税について国及び県では、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税及び地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置が災害の状況に応じて実施される。

(2) 国民年金

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ年金事務所宛に免除申

請する。

(3) 国民健康保険税

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて国民健康保険税を減免する。また、災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険税を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(4) 後期高齢者医療保険料

被保険者又は主たる生計維持者が、災害により家財又はその他財産について著しい損害を受け、後期高齢者医療保険料を納付することが困難である場合は、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の減免及び徴収猶予の申請受付を行う。

(5) 介護保険料

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて介護保険料を減免する。また、災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内において徴収を猶予する。

第4 中小企業等への支援

県は、災害により被害を受けた中小企業者及び農林漁業者等の復旧に資するため、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者及び農林漁業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。

1 被災中小企業への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

(1) 県制度融資の貸付

① 経営安定化資金(災害復旧貸付)

融資対象	県内の被災中小企業であって、次の各号に該当するもの ① 原則として引き続き1年以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの ② 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けたもの又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けたもの	
融資限度額	設備資金 : 5,000万円(組合の場合 1億円) 運転資金 : 5,000万円(組合の場合 6,000万円)	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.0%以内 (令和2年5月現在) 知事指定等貸付 年1.1%以内
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還	据置期間2年以内
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた貸付金（財団法人埼玉県中小企業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。

2 被災農林漁業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。また、融資にあたっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具等購入資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3~6年以内（ただし、激甚災害のときは4~7年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林業組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

(2) 農林漁業施設資金（災害復旧）（株式会社日本政策金融公庫）

貸付対象者	・農業を営む者 ・農業協同組合、農業共済組合、土地改良区等
資金使途	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ①果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ②個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農作物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
貸付利率	貸付期間に応じて、年0.16~0.20%（令和2年12月18日現在）
償還期限	個人施設 15年以内（据置3年以内） 果樹 25年以内（据置10年以内） 共同利用施設 20年以内（据置3年以内）
貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%）
担保	保証人又は担保

(3) 農林漁業セーフティネット資金（株式会社日本政策金融公庫）

貸付対象者	認定農業者、認定就農者、所得の過半が農業所得の方、農業の粗収益が200万円以上の方等
期間	10年（措置3年以内を含む）以内
貸付利率	年0.16～0.25%（令和2年8月20日現在）
貸付限度額	600万円以内、簿記記帳を行っている者に限り特例が設けられる場合あり
担保	保証人又は担保

(4) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	0%（県と町が利子補給するため、借入者の利子負担なし）（平成30年4月1日現在）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人又は埼玉県農業信用基金協会の機関保証
その他	町長の被害認定を受けたもの

(5) 農業災害補償

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：25a以上当然加入、陸稻：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晚秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

第4節 義援金品の受入・配分計画

町民、他市町村民及び企業等から町に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分を確実かつ迅速に行うための計画を定める。

第1 受付窓口の開設

町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

第2 受付・募集

1 義援金品の受付・募集

(1) 義援金品の受付

義援金品の受付は、原則として町が開設した窓口及び銀行口座振込みとする。

(2) 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

【資料編4-11「災害義援金受領書」参照】

2 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、町の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。

3 保管及び配布

- ▶ 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援物資等は、救援物資集積場所に保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- ▶ 町は、義援金総額や被災状況を考慮して、配分基準を定める。
- ▶ 寄託者が配分先や使途を指定した義援金品を受け付けた場合は、各配分先の責任において処理する。
- ▶ 被災者に対し、町の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金の配分について広報する。
- ▶ 義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。

○

○